

6. 研修業務委託.....	190
7. 建設資材価格等業務委託.....	191
8. 道路事業広報資料作成業務委託.....	192
9. 長大トンネルの施設管理に係る業務委託.....	193
10. 道路交通情報に係る業務委託.....	194
11. 設計委託 宇都宮東警察署庁舎新築工事.....	195
12. 設計委託 県立博物館収蔵庫新築工事.....	196
13. 栃木県県営住宅（大田原地区及び佐野・足利地区を除く）管理代行業務委託.....	197
14. 栃木県県営住宅管理システム開発等業務委託.....	199
15. 用地取得業務委託.....	200
16. 総合スポーツゾーン新武道館新築工事設計意図伝達業務委託.....	201
17. 一般国道 119 号（宇都宮北道路）交通管理業務委託.....	202
18. 登記業務委託（未登記処理）.....	203
19. 街路樹管理業務委託 123 号外その 3（道保全単）.....	204
20. 積算業務委託 宇都宮向田線その 21, 22, 23, 25（快安道補）.....	205
21. 積算業務委託 その 21.....	209
22. 板荷引田トンネル(仮称)新設に伴う中央監視設備機能増設(システム改造)業務委託.....	210
23. 道路防災対策測量業務委託 120 号その 52（道保全単）.....	211
24. 道路防災対策設計業務委託 120 号その 51（道保全単）.....	212
25. 測量設計業務委託 五行川外その 31（災害調査）.....	213
26. 測量設計業務委託 三杉川その 21（災害調査）.....	214
27. 渋滞対策業務委託 大戦防小山線その 21（快安道単）.....	215
28. 地下水観測解析業務委託 400 号下塩原 BP その 34(快安道補).....	216
29. 黒磯板室インターチェンジ維持管理業務委託.....	217
30. 電線共同溝工事等業務委託.....	218
31. 電線共同溝における引込管等設備工事業務委託.....	219
32. 地質土質調査業務委託 袋川その 42（災害調査）及び測量設計業務委託 旗川外その 41（災害調査）.....	220

33. 流域下水道及び流域下水汚泥処理施設の事業管理に関する業務委託	221
34. 流域下水道包括的維持管理業務委託.....	223
35. 栃木県下水道資源化工場運転操作業務委託.....	227
36. 栃木県流域下水道事業固定資産・評価等業務委託	228
37. 栃木県流域下水道産業廃棄物処理業務委託.....	230
38. 栃木県下水道資源化工場産業廃棄物処理業務委託	231
39. 環境影響評価事後調査業務委託.....	232
40. 放流水影響調査業務委託	233
41. 幹線管渠復旧設計業務委託 思川西部幹線その53.....	234
42. 道路及び河川等維持管理統合業務委託	235
【会計局】	248
1. 栃木県財務会計システム運用業務委託.....	248
2. 栃木県財務会計システム及び総合庶務事務システム共同利用型基盤移行業務委託	249
【議会事務局】	251
1. 県議会本会議及び予算特別委員会テレビ中継業務委託	251
2. 栃木県議会本会議場音響設備改修業務委託.....	252
3. 県議会運営システム設備点検保守業務委託.....	254
4. 県議会本会議及び予算特別委員会ラジオ中継業務委託	255
5. 県議会広報テレビ番組「県議会ハイライト」制作及び放送業務委託	256
6. 県議会広報紙「県議会とちぎ」制作業務委託	257
7. 栃木県議会質疑・質問映像及び広報用動画インターネット中継業務委託	258

(本報告書における記載内容の注意事項)

- ・ 端数処理について

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しております。そのため、表中の総額と内訳の合計とが一致していない場合があります。公表されている統計資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用しております。そのため、端数処理が不明確な場合もあります。

I. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 外部監査対象

委託契約に係る事務の執行について

(2) 外部監査対象期間

平成 29 年度（自平成 29 年 4 月 1 日 至平成 30 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象とした。

3. 事件を選定した理由

地方自治体において、事業の民間委託は、厳しい財政状態を背景として民間ノウハウを活用し経費の削減やサービスの向上を図る有用な手段のひとつとして推進されている。

栃木県においても、平成 28 年 2 月に策定した「とちぎ行革プラン 2016（栃木県行財政改革大綱）」において、「民間のノウハウの積極的な活用や県民サービスの向上、県と民間の適切な役割分担等を図るため、公の施設における指定管理者制度の運用や県の事務事業の民間委託等に取り組む」としている。

栃木県において、業務委託は、ほぼすべての部局で行われており、一般会計における平成 29 年度の委託料の歳出総額は、約 314 億円になっており、一般会計全体の歳出額 約 7,746 億円の約 4%を占めている。

こうしたことから、各部局の委託契約について横断的に準拠性、効率性及び有効性を検討することは有用ではないかと考えた。また、委託契約の方式や手続、例えば随意契約の正当性や競争入札手続の妥当性などについては県民の関心も高いものと考えられる。

以上の理由から「委託契約に係る事務の執行について」を監査のテーマとして選定した。

4. 監査の範囲

監査の対象とした部局

総合政策部
経営管理部
県民生活部
環境森林部
保健福祉部
産業労働観光部
農政部
県土整備部
会計局
議会事務局

5. 実施した監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 委託契約の事務手続が規則等に準拠して適正に行われているか。
- ② 委託契約の業務の範囲、委託単位の設定は適正かつ合理的に行われているか。
- ③ 契約金額の積算は十分な根拠に基づいて合理的に行われているか。
- ④ 契約方式の選定は妥当であるか。
- ⑤ 委託先の選定は透明性及び客観性が確保され、経済性を追求するものであるか。
- ⑥ 委託契約の入札手続や随意契約手続は適正に行われているか。
- ⑦ 委託した業務の履行確認は適切に行われているか。
- ⑧ 委託契約の実績及び成果に関する有効性の評価が適切に行われているか。

(2) 実施した監査手続

- ① 関係法令、条例、規則等の根拠規定を確認し、関係書類・帳票類の閲覧、突合、関係者への質問等を実施した。
- ② その他包括外部監査人が準拠性監査及び業務監査に必要と認めた監査手続を実施した。

6. 補助者の選任

組織的な監査を実施するため、補助者として、公認会計士 佐藤 健二、同 小林 裕史、同 鈴木 公泉、同 牧野 安浩を選任した。

7. 外部監査の実施時期

平成 30 年 6 月 1 日より平成 30 年 12 月 19 日まで監査を実施し、平成 31 年 1 月 16 日に最終的な意見をまとめたものである。

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

II. 監査の対象

1. 委託契約の概要

(1) 地方自治法で定める契約方法

地方自治法において、契約については、「一般競争入札」、「指名競争入札」、「随意契約」又は「せり売り」の方法により締結するものと定めている。(地方自治法第234条第1項)

このうち「指名競争入札」、「随意契約」又は「せり売り」は、政令で定める場合に限りこれによることができるとしている。(地方自治法第234条第2項)

契約は、原則として「一般競争入札」によって行わなければならないこととされている。

(2) 契約方法の概要

契約方法の概要は以下のとおりである。

① 一般競争入札

i) 概要

一般競争入札とは、公告により不特定多数の者を誘引して申込を競争させ、その申込者のうちから、自治体にもっとも有利な条件を提示した者を選定し締結する契約をいい、地方自治法における原則的な契約方式である。

入札は、不特定多数者の入札への参加を求めるものであるため、入札についての必要な事項を公告により行う必要がある。(地方自治法施行令(以下、「施行令」という。)第167条の6第1項)

ii) 資格要件の定め

必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができる。(施行令第167条の5第1項)

iii) 地域要件等の定め

一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、入札を行わせることができる。(施行令第167条の5の2)

② 指名競争入札

指名競争入札とは、競争入札の手法の一つで特定の条件により発注者側が指名した者同士で競争に付して契約者を決定し締結する契約をいう。政令で定める場合にのみ認められる契約方式であり、施行令第167条には以下のように定められている。

i) その性質又は目的が一般競争入札に適しない

ii) 競争に加わる者の数が少数

iii) 一般競争入札に付すことが不利

③ 随意契約

i) 概要

随意契約とは、競争の方法によらず、自治体が任意に選定した特定の者を相手方として締結する契約をいう。

随意契約は、施行令第 167 条の 2 に定める 1～9 号のみに限定し適用が認められている。その概要は以下のとおりである。

- 1号 売買、貸借、請負その他の契約で、予定価格（貸借の場合は予定貸借料の年額又は総額）が、別表に定める額の範囲内で普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。委託契約の場合は、100万円を超えないとき。
- 2号 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 3号 障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所等において製作された物品を買い入れる契約、及び上記施設に加えて、シルバー人材センター連合、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約をするとき。
- 4号 新たな事業分野の開拓を図る者として普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき。
- 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- 9号 落札者が契約を締結しないとき。

ii) プロポーザル方式

プロポーザル方式は、随意契約の一つの方式であり、主に企画を重視する業務の委託先や技術力が高度である建築物の設計者を選定する際に、複数の者に目的物に対する企画を提案してもらい、その中から優れた提案を行った者を選定するものである。

プロポーザル方式には以下の2つの方式がある。

ア) 公募型プロポーザル方式：提案者を公募し、応募者のうち一定の条件を満たす者を選定するプロポーザル方式である。

イ) 指名型プロポーザル方式：提案書の提出要請者を事前に複数選定し、結果として選定を受けた者から提案を受けるプロポーザル方式である。

④ せり売り

せり売りとは、各競争者が互いに他の者の申出価格を知って競争する方法である。せり売りは、動産の売払契約でその性質がせり売りに適しているもののみに行うことができる。

(3) 特殊な契約方法

i) 長期継続契約

県の予算は各会計年度毎に定められるため、契約も原則として当該年度の予算の範囲内でしか締結できない。

長期継続契約は、この原則に反して各会計年度における経費の予算の範囲内において給付を受けることを前提に、契約締結年度以降についてもその効力が継続するものとして締結することができる契約をいう。(地方自治法第 234 条の 3)

ii) 単価契約

県の契約は、数量や金額等を確定した上で締結する総価契約が原則である。単価契約は、購入する物品等の名称、規格等は明確であるが、あらかじめその数量や金額を確定できないものについて、規格及び単位当たりの価格を決定して一定期間内の購入数量に応じた金額を支払うことを内容とするものである。

なお、単価契約は、法令上その定義が規定されているものではなく、実務上行われている契約方法の呼称である。

(4) 特定調達契約について

特定調達契約とは、「政府調達に関する協定（一定の政府調達について外国の産品及び供給者に対する内国民待遇及び無差別待遇の適用を原則に、入札の手續等を定めた国際協定）」を受け、地方自治法施行令の特例を定めた「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令」の規定が適用される契約をいう。

予定価格が基準額以上の額である場合は、通常の契約手續とは異なる手續が求められている。特定調達契約の対象となる契約のうち、特定役務「その他役務」についての平成 29 年度の基準額は、3,300 万円になっている。

2. 栃木県の条例・規則等

委託契約に係る事務の執行に係る監査にあたり、主として参照した栃木県の条例、規則、通知、要領及びマニュアル等の名称及び施行日等は以下のとおりである。

条例・要領等名	施行日等
栃木県財務規則	平成 7 年 4 月 1 日 平成 7 年栃木県規則第 12 号
栃木県財務規則の運用について	平成 7 年 4 月 1 日 各部長、各幹事課長、各課長、各公所の長 あて 総務部長、出納局長通知
栃木県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例	平成 18 年 1 月 1 日 平成 17 年栃木県条例第 84 号
「栃木県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」等の施行について（通知）	平成 18 年 1 月 19 日出管第 86 号 各部長、各幹事課長、各課長、各公所の長 あて 出納局長通知
栃木県建設工事等執行規則	制定 昭和 48 年 10 月 1 日 昭和 48 年栃木県規則第 62 号
栃木県建設工事関連業務委託事務処理要領	昭和 57 年 10 月 1 日から適用

栃木県低入札価格調査制度事務処理要領	平成 14 年 2 月 1 日
栃木県最低制限価格制度事務処理要領	平成 16 年 4 月 1 日
契約事務マニュアル（第 7 版）	平成 28 年 3 月 栃木県会計局

3. 栃木県における委託契約の概要

(1) 委託料の推移

平成 26 年度から平成 29 年度までの一般会計款別の歳出のうち委託料の決算額の推移は以下のとおりである。

款	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
諸会費	55,790	85,468	70,241	106,521
総務費	3,298,607	5,194,291	3,641,580	3,387,892
民生費	5,390,227	5,711,124	5,921,437	6,274,193
衛生費	1,818,158	1,566,332	1,379,150	1,293,747
労働費	1,381,251	721,800	383,167	330,247
農林水産業費	2,315,534	2,753,970	2,835,824	2,984,388
商工費	441,989	380,560	538,432	618,121
土木費	12,152,338	13,121,589	12,624,351	12,477,472
警察費	1,346,137	1,295,763	1,564,650	1,517,652
教育費	2,671,054	2,395,278	2,362,885	2,402,182
災害復旧費	119,022	995,615	330,768	54,399
計	30,990,111	34,221,794	31,652,490	31,446,819
一般会計歳出合計	764,468,298	789,183,899	785,673,581	774,639,380

各款で委託料の増減はあるものの、委託料の総額は例年 3 百億円を超える金額になっている。また、土木費における委託料の額が全体の約 4 割を占めている。

(2) 契約方法別の状況

① 公共工事関連業務委託等以外の契約

監査の対象とした部局の、県の支出の原因となる契約（100 万円以下の随意契約、建設工事及び建設工事に関連した用地取得等に係る契約及び建築工事等関連業務委託契約を除く。）の契約方法別の契約締結状況は以下のとおりである。以下の表においては、対象部局毎に特定調達契約と特定調達契約以外の契約とに分けて集計している。

特定調達契約（平成29年度は3,300万円以上の物品の購入等）

（単位：千円）

部局	一般競争入札		指名競争入札		随意契約		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
総合政策部	0	0	0	0	0	0	0	0
経営管理部	6	1,208,807	0	0	7	934,676	13	2,143,483
県民生活部	1	38,136	0	0	1	377,565	2	415,702
環境森林部	0	0	0	0	0	0	0	0
保健福祉部	3	121,206	0	0	4	531,614	7	652,820
産業労働観光部	2	138,653	0	0	0	0	2	138,653
農政部	1	51,099	0	0	0	0	1	51,099
県土整備部	16	2,348,096	0	0	0	0	16	2,348,096
会計局	5	220,013	0	0	0	0	5	220,013
議会事務局	0	0	0	0	1	58,285	1	58,285
合計	34	4,126,013	0	0	13	1,902,141	47	6,028,155

特定調達契約以外

（単位：千円）

部局	一般競争入札		指名競争入札		随意契約		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
総合政策部	1	1,001	0	0	40	213,711	41	214,713
経営管理部	9	83,695	25	989,640	42	267,995	76	1,341,331
県民生活部	1	1,738	20	222,391	61	336,917	82	561,048
環境森林部	13	189,105	9	21,117	49	330,578	71	540,801
保健福祉部	28	257,970	40	101,286	231	1,730,082	299	2,089,338
産業労働観光部	26	180,580	7	23,501	129	663,459	162	867,541
農政部	7	52,012	38	151,725	67	387,808	112	591,546
県土整備部	7	188,348	28	110,208	62	1,321,490	97	1,620,047
会計局	56	268,011	8	24,091	11	94,127	75	386,230
議会事務局	2	9,691	2	5,814	11	104,835	15	120,341
合計	150	1,232,156	177	1,649,776	703	5,451,007	1,030	8,332,941

合計

（単位：千円）

部局	一般競争入札		指名競争入札		随意契約		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
総合政策部	1	1,001	0	0	40	213,711	41	214,713
経営管理部	15	1,292,503	25	989,640	49	1,202,671	89	3,484,815
県民生活部	2	39,875	20	222,391	62	714,483	84	976,750
環境森林部	13	189,105	9	21,117	49	330,578	71	540,801
保健福祉部	31	379,176	40	101,286	235	2,261,696	306	2,742,159
産業労働観光部	28	319,233	7	23,501	129	663,459	164	1,006,194
農政部	8	103,111	38	151,725	67	387,808	113	642,645
県土整備部	23	2,536,445	28	110,208	62	1,321,490	113	3,968,144
会計局	61	488,025	8	24,091	11	94,127	80	606,244
議会事務局	2	9,691	2	5,814	12	163,120	16	178,627
合計	184	5,358,170	177	1,649,776	716	7,353,149	1,077	14,361,097

部局別に契約方法別の件数及び金額が契約全体に占める割合を算定すると以下のとおりである。

特定調達契約（平成 29 年度は 3,300 万円以上の物品の購入等）

部局	一般競争入札		指名競争入札		随意契約		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
総合政策部	-	-	-	-	-	-	-	-
経営管理部	46.2%	56.4%	-	-	53.8%	43.6%	100.0%	100.0%
県民生活部	50.0%	9.2%	-	-	50.0%	90.8%	100.0%	100.0%
環境森林部	-	-	-	-	-	-	-	-
保健福祉部	42.9%	18.6%	-	-	57.1%	81.4%	100.0%	100.0%
産業労働観光部	100.0%	100.0%	-	-	-	-	100.0%	100.0%
農政部	100.0%	100.0%	-	-	-	-	100.0%	100.0%
県土整備部	100.0%	100.0%	-	-	-	-	100.0%	100.0%
会計局	100.0%	100.0%	-	-	-	-	100.0%	100.0%
議会事務局	-	-	-	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
合計	72.3%	68.4%	-	-	27.7%	31.6%	100.0%	100.0%

特定調達契約以外

部局	一般競争入札		指名競争入札		随意契約		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
総合政策部	2.4%	0.5%	-	-	97.6%	99.5%	100.0%	100.0%
経営管理部	11.8%	6.2%	32.9%	73.8%	55.3%	20.0%	100.0%	100.0%
県民生活部	1.2%	0.3%	24.4%	39.6%	74.4%	60.1%	100.0%	100.0%
環境森林部	18.3%	35.0%	12.7%	3.9%	69.0%	61.1%	100.0%	100.0%
保健福祉部	9.4%	12.3%	13.4%	4.8%	77.3%	82.8%	100.0%	100.0%
産業労働観光部	16.0%	20.8%	4.3%	2.7%	79.6%	76.5%	100.0%	100.0%
農政部	6.3%	8.8%	33.9%	25.6%	59.8%	65.6%	100.0%	100.0%
県土整備部	7.2%	11.6%	28.9%	6.8%	63.9%	81.6%	100.0%	100.0%
会計局	74.7%	69.4%	10.7%	6.2%	14.7%	24.4%	100.0%	100.0%
議会事務局	13.3%	8.1%	13.3%	4.8%	73.3%	87.1%	100.0%	100.0%
合計	14.6%	14.8%	17.2%	19.8%	68.3%	65.4%	100.0%	100.0%

合計

部局	一般競争入札		指名競争入札		随意契約		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
総合政策部	2.4%	0.5%	-	-	97.6%	99.5%	100.0%	100.0%
経営管理部	16.9%	37.1%	28.1%	28.4%	55.1%	34.5%	100.0%	100.0%
県民生活部	2.4%	4.1%	23.8%	22.8%	73.8%	73.1%	100.0%	100.0%
環境森林部	18.3%	35.0%	12.7%	3.9%	69.0%	61.1%	100.0%	100.0%
保健福祉部	10.1%	13.8%	13.1%	3.7%	76.8%	82.5%	100.0%	100.0%
産業労働観光部	17.1%	31.7%	4.3%	2.3%	78.7%	65.9%	100.0%	100.0%
農政部	7.1%	16.0%	33.6%	23.6%	59.3%	60.3%	100.0%	100.0%
県土整備部	20.4%	63.9%	24.8%	2.8%	54.9%	33.3%	100.0%	100.0%
会計局	76.3%	80.5%	10.0%	4.0%	13.8%	15.5%	100.0%	100.0%
議会事務局	12.5%	5.4%	12.5%	3.3%	75.0%	91.3%	100.0%	100.0%
合計	17.1%	37.3%	16.4%	11.5%	66.5%	51.2%	100.0%	100.0%

全合計の金額ベースで見ると、一般競争入札が 37.3%、指名競争入札が 11.5%、随意契約が 51.2%の割合になっている。特定調達契約以外の契約について金額ベースで見ると、一般競争入札が 14.8%、指名競争入札が 19.8%、随意契約が 65.4%の割合になっている。

地方自治法においては、随意契約は例外的契約方法であるにも関わらず、随意契約が委託契約の過半を占める状況になっている。

随意契約方式の割合が高いのが、総合政策部、保健福祉部及び議会事務局である。また、随意契約による契約金額が多額になっているのは、保健福祉部、県土整備部及び経営管理部である。

保健福祉部では、栃木県の複数の外郭団体等との高額な随意契約がある他、医薬品の購入契約やシステム関係の高額な契約が随意契約となっている。県土整備部では、栃木県の複数の外郭団体等との間で高額な随意契約が締結されている。経営管理部においては、システム関係の複数の高額な契約が随意契約で締結されている。

② 公共工事関連業務委託等に係る契約

監査の対象とした部局の、公共工事関連業務委託等に係る契約（100万円未満の委託契約を除く。）の契約方法別の契約締結状況は以下のとおりである。なお、平成29年度においては、特定調達契約はない。

特定調達契約以外

(単位：千円)

	一般競争入札		指名競争入札		随意契約		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
県土整備部	0	0	1,264	7,765,839	228	3,490,418	1,492	11,256,257
環境森林部	0	0	79	510,282	0	0	79	510,282
農政部	0	0	87	603,115	53	561,464	140	1,164,580
合計	0	0	1,430	8,879,238	281	4,051,882	1,711	12,931,120

部局別に契約方法別の件数及び金額が委託契約全体に占める割合を算定すると以下のとおりである。

特定調達契約以外

	一般競争入札		指名競争入札		随意契約		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
県土整備部	-	-	84.7%	69.0%	15.3%	31.0%	100.0%	100.0%
環境森林部	-	-	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%
農政部	-	-	62.1%	51.8%	37.9%	48.2%	100.0%	100.0%
合計	-	-	83.6%	68.7%	16.4%	31.3%	100.0%	100.0%

3部局の合計金額ベースで見ると、指名競争入札が68.7%、随意契約が31.3%の割合になっている。

地方自治法においては、一般競争入札が原則的契約方法であるにも関わらず、全く行われていない状況である。

また、県土整備部の随意契約の内訳をみると、金額ベースで約7割が公募型プロポーザル方式の「道路及び河川等維持管理統合業務」である。

4. 監査対象に選定した委託契約

(1) 選定対象の範囲

I 外部監査の概要 4. 監査の対象 に記載した各部局における委託契約を対象とした。

(2) 選定の基準

以下の基準により選定した。

- ①特定調達契約をすべて抽出。
- ②委託先が県の外郭団体である契約から金額的重要性等を勘案して任意に抽出。
- ③随意契約で契約金額が下記の金額以上の契約をすべて抽出。(ただし、指定管理業務及び国庫補助事業で実施要綱で委託先が決まっている委託契約は除外している。)

公共工事関連業務委託等以外の契約 1,000万円

公共工事関連業務委託等に係る契約 300万円

- ④その他、契約方法、相手先、契約金額を勘案して任意に抽出。

(3) 選定対象契約

部局別の監査対象契約の選定状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

部 局 名	対象件数	執行伺額	支出負担行為額	備 考
総合政策部	7	93,943	93,196	
経営管理部	25	1,783,928	1,693,757	
県民生活部	24	782,908	777,731	
環境森林部	19	444,664	422,492	
保健福祉部	34	612,734	588,978	
産業労働観光部	14	95,550	92,693	
農政部	14	216,485	197,800	
県土整備部	79	6,546,156	7,064,942	
会計局	3	122,587	119,940	
議会事務局	7	148,572	145,996	
合 計	226	10,847,531	11,197,529	

(企業会計：病院分)

(単位：千円)

病 院 名	対象件数	執行伺額	支出負担行為額	備 考
リハビリテーションセンター	4	251,979	241,437	
岡本台病院	1	62,975	60,507	
合 計	5	314,955	301,945	

III. 監査の結果

個別の監査の結果は、部局別に以下のとおりである。なお、業務委託契約についての（３）委託する理由（４）委託契約の方法を選択した理由は、県の考えに基づくものである。

【総合政策部】

1. 住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネットワークの監視及び保守業務委託

（１）概要

部局	総合政策部
執行機関名称	市町村課
委託契約開始年度	平成13年度

(単位：千円)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
委託契約の方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先名称	地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構	地方公共団体情報システム機構
契約期間	平成27年4月1日 ～ 平成28年3月31日	平成28年4月1日 ～ 平成29年3月31日	平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日
予定価格	30,347	30,924	(31,264) 30,924
契約金額	30,347	30,924	(31,264) 30,924
見積取得数(者)	1	1	1

(注)「予定価格」「契約金額」欄の上段の()書は変更契約後の価格

（２）委託業務の内容

住民基本台帳ネットワークシステムにおける栃木県ネットワークの安定的な運用を図るための監視及び保守に関する業務

（３）委託する理由

本業務は、ネットワークの監視及び保守を行うものであり、高度な技術と専門的知識を有している必要があるため。

（４）委託契約の方法を選択した理由

地方公共団体情報システム機構(注)は、住民基本台帳法に基づく本人確認情報処理機関であり、ネットワーク全体を運用しているため。

(注)地方公共団体情報システム機構は、地方公共団体が共同で出資し、運営する組織。地方公共団体情報システム機構法に基づき、住民基本台帳法等の規定

による事務並びにその他の地方公共団体の情報システムに関する事務を地方公共団体に代わって行うとともに、地方公共団体に対してその情報システムに関する支援を行う機関である。

(5) 監査の結果

指摘すべき事項はなかった。

2. 衆議院議員総選挙等に係るテレビスポットCMの制作及び放送等業務委託

(1) 概要

部局	総合政策部
執行機関名称	市町村課
委託契約開始年度	平成 29 年度

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	—	—	随意契約
委託先名称	—	—	(株)とちぎテレビ
契約期間	—	—	平成 29 年 9 月 25 日 ～ 平成 29 年 10 月 22 日
予定価格	—	—	5,823
契約金額	—	—	5,627
見積取得数(者)	—	—	1

(2) 委託業務の内容

15 秒スポットCMの制作及び放送、ケーブルテレビ放送用動画の複製、インターネット動画広告の配信 (YouTube)、銀行店頭ビジョン (金利表示ボード) 動画広告の配信、大型ビジョンにおける動画広告の配信、期日周知用ポスターの作成及び放送、高校 3 年生向け啓発パンフレットの作成及び発送、しおりの作成及び発送

(3) 委託する理由

衆議院議員総選挙等における投票総参加を効果的に呼び掛けるため。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

- ・栃木県を放送エリアとするテレビ局は(株)とちぎテレビ (以下、「とちぎテレビ」という。) のみであること。
- ・期日周知用ポスター、高校 3 年生への啓発パンフレット、選挙啓発資材 (しおり) については、啓発効果を高めるため、テレビCMと一体的な作成としたこと。
- ・CM用動画をインターネット等に配信するに当たり、映像の形式変換及びサイト会社等との一切の手続をとちぎテレビに委託することで、事務の省略化が図られること。

(5) 監査の結果

① 委託業務内容の明確化（指摘事項）

委託業務の中に「銀行店頭ビジョン（金利表示ボード）動画広告の配信」という業務が含まれている。委託仕様書によれば、配信期間及び配信店舗は指定されているものの、配信の頻度、配信回数が明確になっていない。

委託仕様書において、配信の頻度、配信回数の指定が必要である。

② 委託業務の範囲について（意見）

委託業務の中に「期日周知用ポスターの作成及び発送、高校3年生向け啓発パンフレットの作成及び発送、しおりの作成及び発送」という業務が含まれている。この業務の内訳は、概略以下のとおりである。

i) 撮影・版下制作

ii) ポスター印刷、啓発パンフレット印刷、しおり印刷

iii) 梱包、発送作業

県では、一切の手続きをとちぎテレビに随意契約にて委託することで事務の省力化を図るとして、財務規則運用通知第161条関係2(2)「1者の専有する技術、知識、経験等を必要とする業務の請負契約を締結しようとするとき」を根拠として見積合わせを省略している。

しかしながら、撮影・版下制作以外の業務は、本件委託契約とセットにして随意契約とする必然性は乏しいものと考えられる。委託業務の発注単位は合理的かつ適切に設定すべきである。ポスター等の印刷、梱包、発送等の業務は別の委託業務として発注すれば、入札に付することも可能と考えられ競争原理が働いたはずである。

3. 地価調査業務委託

(1) 概要

部局	総合政策部
執行機関名称	地域振興課
委託契約開始年度	不明

(単位：千円)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
委託契約の方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先名称	(公社) 栃木県不動産鑑定士協会	(公社) 栃木県不動産鑑定士協会	(公社) 栃木県不動産鑑定士協会
契約期間	平成27年4月1日 ～ 平成27年9月17日	平成28年4月1日 ～ 平成28年9月21日	平成29年4月3日 ～ 平成29年9月20日
予定価格	31,928	31,289	31,289
契約金額	31,928	31,289	31,289
見積取得数(者)	1	1	1

(2) 委託業務の内容

国土利用計画法施行令第9条の規定に基づく、県内447の基準地（自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において、土地の利用状況、環境等が通常と認められる画地）の標準価格（土地について、自由な取引が行われるとした場合におけるその取引において通常成立すると認められる価格）の鑑定評価。

(3) 委託する理由

鑑定評価には、高度な知識と豊富な経験及び的確な判断力が求められるため、それらを有している専門家（不動産鑑定士）に委託するもの。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

県内447地点の鑑定評価作業を期限内に実施し、各鑑定評価員（不動産鑑定士）間の調整を図ることができる能力（経験・知識）があること、県との緊急かつ綿密な連絡調整を可能にするため県内に事業所等があること、から県内全域の不動産鑑定士を会員として活動している（公社）栃木県不動産鑑定士協会へ委託するもの。

(5) 監査の結果

指摘すべき事項はなかった。

4. とちぎ暮らし・しごと支援センター設置業務委託

(1) 概要

部局	総合政策部
執行機関名称	地域振興課
委託契約開始年度	平成27年度

(単位：千円)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
委託契約の方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先名称	(特非)100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター	(特非)100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター	(特非)100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター
契約期間	平成27年4月1日 ～ 平成28年3月31日	平成28年4月1日 ～ 平成29年3月31日	平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日
予定価格	8,713	13,028	14,759
契約金額	8,713	13,028	14,207
見積取得数(者)	1	1	1

(2) 委託業務の内容

(特非) 100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター(以下、「ふるさと回帰支援センター」)内に、都内において本県での暮らしや仕事についての相談にワンストップで対応する相談窓口「とちぎ暮らし・しごと支援センター」を設置し、移住相談ブース及び相談員の設置、移住セミナーの開催、県・市町の情報発信など、総合的な運営業務を行う。

(3) 委託する理由

ふるさと回帰支援センターは、移住・定住促進にかかる相談・運営業務に10年以上の実績を持ち、年間2万人以上が移住相談に訪れる国内最大の移住支援組織であり、UIJターン検討のための情報収集から実際の移住に至るまでを支援する都内の拠点として、最適であるから。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

ふるさと回帰支援センターは移住・定住促進業務に関して専門的知識・技術及び施設設備を有していることから、地方自治法施行例第167条の2第1項第2号に基づく随意契約としている。

(5) 監査の結果

① 見積書の内容確認について(指摘事項)

先方に見積金額に基づいた随意契約による委託契約が締結されている。見積書の内訳書は相談員の人件費、ブース使用料、什器リース代等から構成されている。

見積書の内訳書によれば相談用カウンターテーブル(2台)のリース代が(年額)432千円、来客用椅子(4脚)のリース代(年額)が120千円となっていたが、県に確認したところ一般的な会議テーブル及び椅子とのことであった。一般的な会議テーブル及び椅子の購入金額が数万円程度(民間HP参照)であることを考えると、当該リース代(年額)はかなり割高である。

県は、全国の多数の道府県が相談窓口を設置する移住支援組織に対して業務委託を行っており委託先が各県同一に示している金額に基づき契約したとのことであるが、見積書の妥当性について適切に確認を行うべきである。

5.とちぎ週末インターンシップ事業業務委託

(1) 概要

部局	総合政策部
執行機関名称	地域振興課
委託契約開始年度	平成 27 年度

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）	随意契約（公募型プロポーザル方式）	随意契約（公募型プロポーザル方式）
委託先名称	（特非）とちぎユースサポーターズネットワーク	（特非）とちぎユースサポーターズネットワーク	（特非）とちぎユースサポーターズネットワーク
契約期間	平成 27 年 7 月 1 日 ～ 平成 28 年 3 月 18 日	平成 28 年 7 月 1 日 ～ 平成 29 年 3 月 24 日	平成 29 年 7 月 3 日 ～ 平成 30 年 3 月 23 日
予定価格	5,969	5,800	5,800
契約金額	5,969	5,800	5,800
見積取得数（者）	2	3	1

(2) 委託業務の内容

東京圏の若者が週末を利用して県内の地域づくり活動等を体験する週末インターンシップ事業に係る、参加者募集のためのイベント実施、インターンシッププログラムの企画・運営、参加者募集のための広報、取組成果の編集等、事業実施に係る一切の業務

(3) 委託する理由

週末インターンシップ事業は、県内で地域づくり活動等を行う団体等を受入先として、東京圏の若者が地域づくり活動等を行う現場体験型ツアーであり、受入先とのコーディネートや首都圏に向けた広報等、民間のノウハウを活用し効果的に事業を実施するため。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

本事業の実施に当たっては、企画・運営の能力や業務遂行能力をもとに事業者を選定する必要があり、金額のみを選定要素とする競争入札によることは不適當であることから、公募型プロポーザルによる随意契約とした。

(5) 監査の結果

指摘すべき事項はなかった。

6.とちぎUターン対策強化事業業務委託

(1) 概要

部局	総合政策部
執行機関名称	地域振興課
委託契約開始年度	平成 29 年度

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	—	—	随意契約（公募型プロポーザル方式）
委託先名称	—	—	(特非) とちぎユースサポーターズネットワーク
契約期間	—	—	平成 29 年 8 月 28 日 ～ 平成 30 年 3 月 23 日
予定価格	—	—	2,900
契約金額	—	—	2,900
見積取得数(者)	—	—	1

(2) 委託業務の内容

東京圏に暮らす栃木県出身の若者が、県内で活躍する地域のキーパーソンや出身者同士の繋がりを作ることで、長期的なUターン意識の醸成を図ることを目的として都内で行う出身者向け交流会の開催に係る、企画・運営、広報・参加者募集等の一切の業務

(3) 委託する理由

とちぎUターン対策強化事業は、東京圏に暮らす本県出身若年層を対象として、県内で活躍する地域のキーパーソン等との交流を図るための交流会を開催するものであり、地域のキーパーソン等との調整、全体のコーディネートや出身者に向けた効果的なPRなど、民間のノウハウを活用し効果的に事業を実施するため。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

本事業の実施に当たっては、企画・運営の能力や業務遂行能力をもとに事業者を選定する必要があり、金額のみを選定要素とする競争入札によることは不適當であることから、公募型プロポーザルによる随意契約とした。

(5) 監査の結果

① 参加者の増加策について（意見）

本委託業務においては、大学生向けミーティング（年 2 回）の参加者数 50 名程度、出身者向けミーティング（年 1 回）の参加者数 100 名程度の参加を見込んでいた。しかしながら、実際の参加者数は、大学生向けミーティングが 1 回目 27 名、2 回目 28 名、出身者向けミーティングが 73 名と見込数には到達しなかった。

今後も引き続き業務を実施していくのであれば、委託先と協議するなどして、その原因と対応策の検討を行うことが望まれる。

7. 関西地区企業開拓業務委託

(1) 概要

部局	総合政策部
執行機関名称	東京事務所
委託契約開始年度	平成 29 年度

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	—	—	随意契約
委託先名称	—	—	(株) 日刊工業新聞社
契約期間	—	—	平成 29 年 8 月 4 日 ～ 平成 30 年 2 月 16 日
予定価格	—	—	2,106
契約金額	—	—	2,106
見積取得数(者)	—	—	1

(2) 委託業務の内容

立地環境PR（WEB広告、PRサイト開設、関西企業関係者へのダイレクトメール送付・電子メール配信により、本県立地環境や産業団地情報等を広くPR）
企業開拓（企業ネットワークを活用し、会員企業に対する誘致活動の機会を提供）

(3) 委託する理由

関西地区に事務所を持たない本県では、主に東京事務所が関西地区における企業誘致活動を行ってきたが、距離的・経済的・人的制約により、十分な誘致活動ができなかった。

これを補い、効果的・効率的な企業誘致活動を展開するために、民間事業者の持つ発信力・企業情報・ネットワークを活用することとした。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

当該業務は、①製造業系の企業に対する強い発信力を持つ媒体を有し、②主催の展示会等を通じて豊富な企業情報を有し、③地域の企業と連携を図るための企業ネットワークを必要とする。①～③を有する民間事業者は1者のみであったため、随意契約によることとした。

(5) 監査の結果

指摘すべき事項はなかった。

【経営管理部】

1. 統一的な基準による地方公会計制度導入支援業務委託

(1) 概要

部局	経営管理部
執行機関名称	財政課
委託契約開始年度	平成 28 年度

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	—	随意契約（公募型プロポーザル方式）	随意契約
委託先名称	—	優成監査法人	優成監査法人
契約期間	—	平成 28 年 5 月 6 日 ～ 平成 29 年 3 月 15 日	平成 29 年 4 月 3 日 ～ 平成 30 年 3 月 14 日
予定価格	—	9,000	9,354
契約金額	—	8,662	9,354
見積取得数（者）	—	3	1

(2) 委託業務の内容

- ・ 統一的な基準による財務書類の作成等に関する支援
- ・ 固定資産台帳の更新に関する支援
- ・ 標準ソフトウェア（総務省提供）の運用に関する支援

(3) 委託する理由

本業務は、総務省より整備要請のあった統一的な基準による地方公会計に基づく財務書類の作成等を行うものであり、会計に関する専門的な知識を有している必要があるため。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約とした。

本業務は、会計に関する専門的な知識を有する者の有効な支援を得るため、複数の者から提案を受け、業務の目的に最も合致した知識・技術力を有する事業者を選定する必要があることから、「性質又は目的が競争入札に適さないとき」に該当すると判断し、平成 28 年度に公募型プロポーザル方式により業者を選定した。

平成 29 年度は、前年度から行っている各種作業を基に書類作成業務を行う必要があった。前年度の業務委託契約者（優成監査法人）は、本県の財務情報、固定資産情報等の実情を熟知していることから適当であり、他の業者が本業務を請け負う場合、県の実情を理解し熟知するのに多大な時間を要し、平成 29 年度中の公表に向け業務に著しい支障が生じる恐れがあることから、前年度と同じ業者と契約を締結した。

(5) 監査の結果

指摘すべき事項はなかった。

2. 栃木県職員研修業務委託

(1) 概要

部局	経営管理部
執行機関名称	人事課
委託契約開始年度	平成 15 年度

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	—	随意契約（公募型プロポーザル方式）	—
委託先名称	—	(株)東京リーガルマインド	—
契約期間	—	平成 29 年 3 月 1 日 ～ 平成 32 年 2 月 29 日	—
予定価格	—	102,303	—
契約金額	—	102,303	—
見積取得数（者）	—	1	—

(2) 委託業務の内容

栃木県職員研修に係る研修の運営実施

研修企画（研修カリキュラム策定、研修日程の決定、講師選定・確保）、研修実施準備（研修テキスト作成、講師への連絡調整、研修資料作成、会場設営）、研修当日運営（受付、講師対応、研修進行管理、アンケート実施）、実施後の研修評価（アンケート集計）、講師謝金支払い、評価を踏まえた次年度研修企画の提案など

(3) 委託する理由

職員研修は、次代を担う広い識見と高い能力を持った職員の育成を目的としており、専門的かつ高度なノウハウを有した民間研修機関に委託する方がより質の高い研修を行うことができるため。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

職員研修を効率的かつ効果的に実施するためには高度な専門性やノウハウが求められることから、企画提案を広く求めることができ、かつ、専門性やノウハウの程度が評価できる公募型プロポーザル方式とした。

また、「栃木県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」本則第 3 号ロ及び栃木県財務規則第 148 条の 2 第 2 項第 9 号に該当することから、3 年間の長期継続契約とした。

(5) 監査の結果

指摘すべき事項はなかった。

3.「栃木県名誉県民 故 船村徹氏を偲ぶ会」等業務委託

(1) 概要

部局	経営管理部
執行機関名称	人事課
委託契約開始年度	平成 29 年度

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	—	—	随意契約
委託先名称	—	—	(株)下野新聞社
契約期間	—	—	平成 29 年 4 月 21 日 ～ 平成 29 年 7 月 14 日
予定価格	—	—	(5,033) 3,423
契約金額	—	—	(5,033) 3,399
見積取得数(者)	—	—	2

(注)「予定価格」「契約金額」欄の上段の()書きは変更契約後の価格

(2) 委託業務の内容

栃木県総合文化センターにおける「栃木県名誉県民 故 船村徹氏を偲ぶ会」と、道の駅 湧水の郷しおやにおける「栃木県名誉県民 故 船村徹氏追悼展」の開催に係る企画、運営等全般

(3) 委託する理由

事前周知を含めたイベントの開催についてのノウハウを持つ民間企業に委託することによって、より効果的な事業が実施できると判断したため。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号により随意契約とした。

実施までの期間が短期間であり「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」と判断した。

(5) 監査の結果

① 委託事業の事業評価の実施について(意見)

会場が即日満席になったことや参列者の声などを見る限りでは高い評価を得た催しであったと推測されるが、県も適切な事業評価を実施し、今後の事業遂行に役立てることが望ましい。

4. 総務事務センター業務委託

(1) 概要

部局	経営管理部
執行機関名称	職員総務課
委託契約開始年度	平成 28 年度

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	—	随意契約（公募型プロポーザル方式）	—
委託先名称	—	(株)パソナ パソナ・宇都宮	—
契約期間	—	平成 28 年 7 月 1 日 ～ 平成 31 年 8 月 31 日	—
予定価格	—	277,214	—
契約金額	—	271,590	—
見積取得数（者）	—	2	—

(2) 委託業務の内容

職員の給与及び旅費並びに臨時補助員の賃金等支給事務に係る一次審査、問合せ対応、書類整理等

(3) 委託する理由

総務事務処理効率化のため、総務事務センターに集約した業務のうち、定型的、補助的な事務を、民間活力を活用して行うことにより一層の効率化を図るため。

センター開設当初は労働者派遣の形態を取ったが、平成 28 年度に業務委託へ切り替えたことから、県職員からの指揮命令なしに、管理責任者のもと、仕様に基づいた業務が実施されている。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約とした。

当該業務は、総務事務全般に関する知識を必要とするほか、個人情報を取り扱うものであることから、業務を実施するにあたっては、高い倫理規範と総務事務に関する経験やスキルが求められる。このため、業務委託業者から業務体制、業務管理方法等の技術的な提案を受け、総務事務センターを安定的に運営する必要があるため、公募型プロポーザル方式による随意契約とした。

また、「栃木県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」本則第 3 号ロ及び栃木県財務規則第 148 条の 2 第 2 項第 15 号に該当することから、3 年間の長期継続契約とした。

(5) 監査の結果

① 予定価格の設定について（指摘事項）

平成 28 年度より以前は労働者派遣の形態により当業務を実施しており、予定価格の設定にあたり、積算のベースとなる金額について労働者派遣を行っていた業者 1 者による参考見積額をそのまま利用している。

予定価格の設定にあたっては、複数者からの見積を比較検討して金額を決定すべきである。

5. 栃木県総合庶務事務システム運用業務委託

(1) 概要

部局	経営管理部
執行機関名称	職員総務課
委託契約開始年度	平成 26 年度

(単位：千円)

項目	平成 26～30 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	一般競争入札	—	—
委託先名称	(株)高知電子計算センター	—	—
契約期間	平成 26 年 8 月 1 日 ～ 平成 31 年 7 月 31 日	—	—
予定価格	392, 132	—	—
契約金額	392, 040	—	—
落札率 (%)	99. 9	—	—
入札参加数 (者)	1	—	—

(2) 委託業務の内容

栃木県総合庶務事務システム及びその稼働に必要な各種ソフトウェアの運用業務を行うことを目的とし、以下に掲げる業務を委託している。

「システムの安定稼働の実現」、「情報セキュリティの維持・管理」、「関連するシステムとの連携」、「継続的なシステムの機能向上」、「稼働環境の変化への対応」、「栃木県（委託者）への技術支援」

(3) 委託する理由

委託業務の性質上、高度かつ専門的な知識・技術を要するため。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

地方自治法第 234 条の規定により一般競争入札とした。

また、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」本則第 3 号ロ及び栃木県財務規則第 148 条の 2 第 2 項第 3 号に該当することから、5 年間の長期継続契約とした。

(5) 監査の結果

① 入札参加資格要件について（意見）

入札公告において、入札参加資格要件に、都道府県の給与システム運用経験が10年以上、総務事務システム運用経験が5年以上、旅費システムの運用経験5年以上であることが含まれている。システムの安定的な運用のため実績のある事業者を選定する趣旨ではあるが、要件が厳しく、必要以上に入札参加者が排除される可能性がある。

要件を緩和して、競争原理が適切に働くようになるよう、安定運用とのバランスを考慮しながら方針を検討すべきである。

② 長期継続契約の契約期間について（意見）

長期継続契約の契約期間については、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」等の施行について（平成18年1月19日付け出管第86号出納局長通知）（以下、通知という。）別紙「条例施行にあたっての留意事項」4 契約期間において、役務の提供を受ける契約については「複数年契約によるメリットの享受と競争機会の観点から、原則3年以内とする。」と定めている。ただし、限定的に列挙した3件について契約期間の例外を設けている。

本委託契約は5年間の長期継続契約になっているが、電算システム等の運用保守業務の委託に関する契約は、通知に定められた例外のいずれにも該当しないため、契約期間を5年とすることは妥当ではないものと考えられる。

本委託契約について5年間の長期継続契約を締結するということであれば、通知を改正して対応すべきである。

③ 長期継続契約の予定価格の設定について（指摘事項）

本委託契約では、予定価格を積算するにあたって、業者より徴取した見積書をもとに、作業内容ごとに技術者月単価から見積工数を乗じた年間金額を算出し、これを契約期間5年分に換算して予定価格としている。サービス品質の実績に応じた委託料の減額などの措置はあるものの、基本的には当初契約で締結した委託料を毎年度支出している。

しかし、業務内容によっては、例えば「ドキュメント管理」（設計書類ドキュメント整備や、運用マニュアル等ドキュメント類整備等）などは作業の性質から5年間毎年同額の作業工数とはならないと考えられる。

長期継続契約の委託料を設計するにあたっては年間積算額を期間に応じて単純に換算するのではなく、期間の経過による業務内容の変化や複数年契約による経済的メリットも考慮すべきである。

6. 共済制度改正関係給与システム改修業務委託

(1) 概要

部局	経営管理部
執行機関名称	職員総務課
委託契約開始年度	平成 29 年度

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	—	—	随意契約
委託先名称	—	—	(株)高知電子計算センター
契約期間	—	—	平成 29 年 5 月 12 日 ～ 平成 29 年 9 月 30 日
予定価格	—	—	10, 141
契約金額	—	—	10, 141
見積取得数 (者)	—	—	1

(2) 委託業務の内容

地共済事務処理要領の改正に伴う栃木県総合庶務事務システム（給与システム）の改修業務

(3) 委託する理由

委託業務の性質上、高度かつ専門的な知識・技術を要するため。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約とした。

本委託業務は、現在運用している栃木県総合庶務事務システム（給与システム）の機能に係る改修業務である。受託者は現在のシステム仕様及び各種業務等を熟知している必要があり、仮に運用保守業者以外の業者が請負う場合、システムの仕様等の理解、熟知に多大な時間を要し、例月給与支給等のシステム運用に支障を来す恐れがあることから、随意契約とした。

(5) 監査の結果

① 設計書の積算方法について（意見）

設計書の積算方法が、委託先の見積書の単価や工数をそのまま踏襲した内容になっている。

見積単価に関してはできるだけ比較検討するための情報を収集し、妥当性について検討することが望まれる。

7. ストレスチェック業務委託

(1) 概要

部局	経営管理部
執行機関名称	職員総務課
委託契約開始年度	平成 28 年度

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	—	随意契約（公募型プロポーザル方式）	随意契約
委託先名称	—	（公財）栃木県保健衛生事業団	（公財）栃木県保健衛生事業団
契約期間	—	平成 28 年 6 月 6 日 ～ 平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 4 月 6 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日
予定価格	—	9,176	9,016
契約金額	—	8,530	8,544
見積取得数（者）	—	3	1

(2) 委託業務の内容

- ・心理職によるカウンセラー面談を含むストレスチェック
- ・ストレスチェック結果の集団分析
- ・その他上記に付随する業務

(3) 委託する理由

ストレスチェックは医師等が実施することとなっており、高度な技術と専門的知識を必要とするため。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

事業初年度（平成 28 年度）は、本県にとってより良い方法について検討する必要があり、公募により業者に提案を求め、効果的な方法を提案した業者と随意契約を行った。当事業は情報の取扱いに慎重を期す必要があり、また効果的に活用するためには経年変化を観察する必要があることから、現に情報を保有している委託先が継続して実施することが望ましいと判断し、次年度（平成 29 年度）は随意契約を選択した。

(5) 監査の結果

① 契約書の記載内容について（指摘事項）

ストレスチェックは県職員全員を対象に年 1 回一斉に行われ、事業完了後に年 1 回の業務報告並びに委託料の請求及び支払が行われている。しかし、委託契約書には下記の記載がなされていた。

ストレスチェック業務委託契約書（一部抜粋）

栃木県（以下「甲」という。）と公益財団法人栃木県保健衛生事業団（以下「乙」という。）とは、ストレスチェック業務の実施について、次のとおり委託契約を締結する。

（業務報告）

第9条 乙は、業務報告書を作成し、四半期ごとに甲に報告するものとする。
2 甲は、乙から前項の業務報告書の提出を受けたときは、直ちに当該業務報告書の内容を検査しなければならない。

（委託料の請求及び支払）

第10条 甲は、委託料を四半期ごとに支払うものとする。
2 乙は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、甲に委託料を請求できるものとする。
3 甲は、乙が提出する適法な支払請求書を受理したときから30日以内に委託料を支払うものとする。

県は、委託業務の実態に沿った契約書となるよう内容を修正すべきである。

8. 文書庁外使送業務委託

（1）概要

部局	経営管理部
執行機関名称	文書学事課
委託契約開始年度	平成17年度

（単位：千円）

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
委託契約の方法	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札
委託先名称	日本通運(株) 宇都宮支店	日本通運(株) 宇都宮支店	日本通運(株) 宇都宮支店
契約期間	平成27年4月1日 ～ 平成28年3月31日	平成28年4月1日 ～ 平成29年3月31日	平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日
予定価格	26	26	27
契約金額	26	26	26
落札率(%)	100.0	100.0	96.2
総額	15,727	15,811	16,123
入札参加者数(者)	2	2	2
年間運行見込数(台)	603	600	602

（注）予定価格及び契約金額は総額ではなく、使送車1台1日当たりの金額で行っている。

(2) 委託業務の内容

栃木県本庁舎と官公署相互間において収受する公文書、資料、用紙類及び栃木県託送物品取扱規定（昭和 51 年栃木県訓令第 6 号）第 2 条第 4 号に規定する託送物品の運搬

(3) 委託する理由

使送業務委託を実施することにより、経費の削減となるため。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

地方自治法第 234 条の規定により一般競争入札とした。

(5) 監査の結果

指摘すべき事項はなかった。

9. 文書管理システム保守業務委託

(1) 概要

部局	経営管理部
執行機関名称	文書学事課
委託契約開始年度	平成 27 年度

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	随意契約	—	—
委託先名称	(株)エヌ・ティ・ティ・データ四国	—	—
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日 ～ 平成 31 年 9 月 30 日	—	—
予定価格	57,452	—	—
契約金額	57,153	—	—
見積取得数(者)	1	—	—

(2) 委託業務の内容

文書管理システムの円滑な運用を図るため、以下の業務を行う。

- ・システムデータの管理（24 時間オンライン稼働）
- ・障害発生時の保守作業

(3) 委託する理由

システムの保守には、専門的な知識が必要なため、職員での実施が困難であり、外部業者に委託した。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

システムに関する専門的で高度な知識があり、障害発生時の即時対応が可能である開発業者との随意契約とした。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」本則第3号ロ及び栃木県財務規則第148条の2第2項第3号に該当することから、長期継続契約とした。

また、栃木県財務規則第161条第1項ただし書きにより、見積合わせを省略した。

(5) 監査の結果

① 委託業務の作業場所の特定について(指摘事項)

本委託業務では、以下のとおり契約書第21条において、委託業務の作業場所を特定しあらかじめ県に届け出なければならないとされているが、届出は書面として残されていなかった。

情報セキュリティに関わることでもあるので、特定した場所を明確にして疑義が生じないようにするため書面として残すべきである。

(作業場所の特定)

第21条 乙は、委託業務の作業場所を特定し、特定した場所以外で作業を実施してはならない。

2 乙は、特定した場所をあらかじめ甲に届け出なければならない。作業場所を変更する場合も、同様とする。

3 乙は、特定した作業場所から、委託業務に関連した情報を持ち出してはならない。

② 見積の検証について(意見)

平成26年度に公募型プロポーザル方式により新システム開発を行い、その運用の保守業務を委託している。委託金額のうちその多くがシステム運用技術者の作業時間に伴うものから構成されている。

現在は、運用保守初年度契約であり見積ベースの作業時間に基づいて契約を締結しているが、実際の作業時間等は把握していない。今後は委託契約の方法が随意契約として継続することが想定されることから、実績時間の把握を行い、見積の検証精度を高めることが望ましいと考える。

10. 栃木県本庁舎建築保全業務委託

(1) 概要

部局	経営管理部
執行機関名称	管財課
委託契約開始年度	平成 20 年度

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	公募型指名競争入札	公募型指名競争入札	公募型指名競争入札
委託先名称	環境整備(株)	環境整備(株)	環境整備(株)
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 4 月 1 日 ～ 平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日
予定価格	790,732	808,185	822,290
契約金額	743,050	779,004	801,316
落札率 (%)	94.0	96.4	97.5
入札参加数 (者)	6	6	6

(2) 委託業務の内容

本庁舎の整備保守点検・運転監視・清掃・執務環境測定・施設警備・駐車場管理・植栽管理及び総括管理

(3) 委託する理由

本業務は、業務が膨大で、長時間にわたるものであり、専門的知識を有する専門業者に委託する方が適切であるため。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

地方自治法施行令第 167 条により、公募型指名競争入札とした。

一定の条件を満たした業者を公募により指名希望申請させ、入札業者を決定することで、資質の低い業者を排除し、業務品質の確保と公正な競争を両立させることができることから、当該契約方法を選定した。

(5) 監査の結果

① 一般競争入札の検討について (意見)

指名競争入札とは、政令で定める場合にのみ認められる契約方式であり、施行令第 167 条第 1 項第 1 号においては、「工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき」に認められるとしている。

本業務委託については、条件付き一般競争入札で実施することも可能ではないかと考えられる。一般競争入札の導入の検討をすべきである。

1 1. 栃木県芳賀庁舎物品等移転業務委託

(1) 概要

部局	経営管理部
執行機関名称	管財課
委託契約開始年度	平成 29 年度

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	—	—	指名競争入札
委託先名称	—	—	日本通運(株)
契約期間	—	—	平成 29 年 10 月 24 日 ～ 平成 30 年 3 月 26 日
予定価格	—	—	10,262
契約金額	—	—	6,696
落札率 (%)	—	—	65.3
入札参加数 (者)	—	—	5

(2) 委託業務の内容

旧庁舎（芳賀庁舎、芳賀庁舎分庁舎、県東健康福祉センター、真岡土木事務所）から新庁舎への物品等の移転

(3) 委託する理由

県が直接実施するよりも、専門的技術や知識を有する者に委託する方が効率的であるため。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

地方自治法施行令第 167 条により、指名競争入札とした。

確実な業務の実行のため、随時の現場確認や打合せに迅速な対応が可能な、県内に事業所を有し、引越業務を入札参加資格申請の主たる業務としている業者を指名した。

(5) 監査の結果

① 低価格入札対策について（意見）

県は、事業の設計に当たり、過去の受託実績や地域性を勘案して選定した日本通運(株)から移転作業費用 10,234,400 円の参考見積書の提出を受け、予定価格を 10,262,048 円と設定した。

しかし、落札した日本通運(株)の入札額は 6,696,000 円となっており、見積額が適正であるとする、人件費や資材費の無理な圧縮により品質低下のおそれがあった。そのため、最低制限価格制度もしくは低入札価格制度の採用の検討の有無について、県に説明を求めたところ、最低制限価格の設定について概略以下のような説明があった。

「最低制限価格制度及び低入札価格調査制度は、地方自治法令上、運用が義務付けられている制度ではなく、必要に応じ運用することができる制度である。清掃業務など特に人件費比率の高い役務契約に関しては、特段の理由がない限り、最低制限価格を設定することとなっているが、当該業務委託において人件費比率は4割強程度であることから、決して人件費比率が高いものとは言い難く、最低制限価格の設定はしていない。」

しかし、本業務委託について求められるのは、重要文書も含んだ物品等を漏れなく迅速かつ円滑に新庁舎に移転することである。そのため、品質確保の必要性については、本業務委託も人件費比率の高い役務契約と同様である。

県は適正な契約の履行を確保するためにも、最低制限価格制度もしくは低入札価格制度の採用を検討すべきであった。

② 見積額の妥当性の検証について（意見）

県は、事業の設計に当たり過去の受託実績や地域性を勘案し、選定した日本通運（株）から徴取した参考見積書を参考に予定価格を10,262,048円と設定した。しかし、日本通運（株）の入札額は6,696,000円となっており、当初の見積額と大幅な乖離が生じている。

県は、適切な予定価格を設定するために複数の業者から参考見積書を徴取すべきである。

③ 一般競争入札の検討について（意見）

指名競争入札とは、政令で定める場合にのみ認められる契約方式であり、施行令第167条第1項第1号においては、「工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき」に認められるとしている。

本業務の委託契約の方法については、随時の現場確認や迅速な打合せなどの対応のために県内に事業所を有している業者を条件とした、条件付き一般競争入札で実施することにより対応可能ではないかと考えられる。したがって、一般競争入札の導入を検討すべきであった。

12. 栃木県上都賀庁舎物品等移転業務委託

(1) 概要

部局	経営管理部
執行機関名称	管財課
委託契約開始年度	平成29年度

(単位：千円)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
委託契約の方法	—	—	指名競争入札
委託先名称	—	—	(株)日立物流
契約期間	—	—	平成29年10月24日 ～ 平成30年3月26日
予定価格	—	—	9,095
契約金額	—	—	9,072
落札率(%)	—	—	99.7
入札参加数(者)	—	—	5

(2) 委託業務の内容

旧庁舎（上都賀庁舎、上都賀農業振興事務所）から新庁舎への物品等の移転

(3) 委託する理由

県が直接実施するよりも、専門的技術や知識を有する者に委託する方が効率的であるため。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

地方自治法施行令第167条により、指名競争入札とした。

確実な業務の実行のため、随時の現場確認や打合せに迅速な対応が可能な、県内に事業所を有し、引越業務を入札参加資格申請の主たる業務としている業者を指名した。

(5) 監査の結果

① 一般競争入札の検討について（意見）

指名競争入札とは、政令で定める場合にのみ認められる契約方式であり、施行令第167条第1項第1号においては、「工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき」に認められるとしている。

本業務の委託契約の方法については、随時の現場確認や迅速な打合せなどの対応のために県内に事業所を有している業者を条件とした、条件付き一般競争入札で実施することにより対応可能ではないかと考えられる。したがって、一般競争入札の導入を検討すべきであった。

13. 情報セキュリティ対策強化に係る税務オンラインシステム改修業務委託

(1) 概要

部局	経営管理部
執行機関名称	税務課
委託契約開始年度	平成 29 年度

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	—	—	随意契約
委託先名称	—	—	富士通(株) 栃木支店
契約期間	—	—	平成 29 年 4 月 28 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日
予定価格	—	—	126,588
契約金額	—	—	126,419
見積取得数(者)	—	—	1

(2) 委託業務の内容

当該委託業務は、稼働中の税務オンラインシステムに対し、情報セキュリティ対策を強化することを目的に改修をするもの。画面部分をブラウザで操作するウェブ方式に変更し、ウェブシステムが装備しているセキュリティ機能(パスワード強化、操作履歴取得・解析機能)を利用し、セキュリティ強化を行う。

(3) 委託する理由

当該委託業務は、システム改修を行うものであり、システムに関する高度な技術や専門知識を有している必要があるため。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

当該委託業務は、稼働中のシステムの改修を行うものであり、改修する部分が既存システムに影響を与えることなく動作する必要がある。

既存システムは、本県独自の仕様に基づき開発したものであり、当該業務を実施することができるのは、既存システムの開発段階から携わり、設計思想やシステムの構成に高度な知識を有し、維持管理業務を請け負っている富士通(株)栃木支店のみであるため、同社との随意契約とした。

(5) 監査の結果

指摘すべき事項はなかった。

14. 税務オンラインシステム維持管理業務委託

(1) 概要

部局	経営管理部
執行機関名称	税務課
委託契約開始年度	平成3年度

(単位：千円)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
委託契約の方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先名称	富士通(株) 栃木支店	富士通(株) 栃木支店	富士通(株) 栃木支店
契約期間	平成27年4月1日 ～ 平成28年3月31日	平成28年4月1日 ～ 平成29年3月31日	平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日
予定価格	141,972	88,047	105,460
契約金額	141,972	88,047	105,460
見積取得数(者)	1	1	1

(2) 委託業務の内容

税務オンラインシステムの運用を円滑に行うため、システム障害時の復旧作業、障害プログラムの修正作業、その他システム維持管理に関わる作業を行う。

(3) 委託する理由

税務オンラインシステムの運用を行うために、高度な技術と専門的知識を有している必要があるため。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

当業務は、稼働中の税務オンラインシステムの円滑、確実な運用を目的としており、通常システム修正作業の他、突発的に起こる様々な障害に対しても、その事象の認識、原因の特定、原因の除去、システム復旧等に係る一連の対処を常に短時間の内に完了し、早急に復旧できる体制を必要とする。このため、稼働中のシステムを開発業務から携わり、内容を熟知した者である富士通(株)栃木支店との随意契約とした。

(5) 監査の結果

指摘すべき事項はなかった。

15. 自動車税納税通知書等の印字及び封入封かん等業務委託

(1) 概要

部局	経営管理部
執行機関名称	税務課
委託契約開始年度	平成 11 年度

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札
委託先名称	日本通信紙(株)	日本通信紙(株)	日本通信紙(株)
契約期間	平成 26 年 12 月 8 日 ～ 平成 27 年 8 月 31 日	平成 27 年 8 月 3 日 ～ 平成 28 年 8 月 31 日	平成 28 年 12 月 1 日 ～ 平成 29 年 8 月 31 日
予定価格	9,061	11,296	11,005
契約金額	9,050	10,367	10,477
落札率 (%)	99.8	91.7	95.2
入札参加数 (者)	2	2	1 回目 2(不調) 2 回目 1(辞退 1)

(2) 委託業務の内容

税務課の電算処理により作成したデータを用いて、自動車税の納税通知書及び督促状のデータ印字及び封入封かんを行う。

(3) 委託する理由

短期間のうちに多量のデータ印字及び封入封かん作業（複数枚の通知書合封の適合含む）を行う必要があり、事業者に委託する方が効率的であるため。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

地方自治法第 234 条の規定により一般競争入札とした。

(5) 監査の結果

① 再入札の公告について（指摘事項）

平成 29 年度の一般競争入札では、1 回目の入札価格が予定価格を上回ったため、再入札を実施している。契約事務マニュアルによれば、競争入札の結果、落札者がなかったときは、原則として、予定価格など同じ条件の下で、同一参加者により、直ちに再度の入札を行うことができるが、再度入札の実施方法や回数については、入札説明書等に記載しておく必要があると定めている。

しかしながら、本委託業務に係る入札説明書等にはその記載がなかった。入札説明書等に再度入札の実施方法や回数について記載すべきである。

16. マロニエ 21 ネットシステム保守管理業務委託

(1) 概要

部局	経営管理部
執行機関名称	情報システム課
委託契約開始年度	平成 9 年度

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先名称	(株)大塚商会 宇都宮支店	(株)大塚商会 宇都宮支店	(株)大塚商会 宇都宮支店
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 4 月 1 日 ～ 平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日
予定価格	123,166	123,166	139,811
契約金額	123,166	123,166	139,740
見積取得数(者)	1	1	1

(2) 委託業務の内容

グループウェア (Desknet's)、共有ドライブ、インターネット等で構成するマロニエ 21 ネットシステムの運用管理、マロニエ 21 ネットシステムで使用するソフトウェア及びハードウェアの保守管理

(3) 委託する理由

マロニエ 21 ネットシステムは接続構成が複雑であり、保守管理に当たっては、高度な技術と専門知識が必要であることから、システムの保守管理に精通した業者へ委託した方が、確実かつ効率的に実施できるため。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号により随意契約とした。

当該システムは、平成 9 年度に (株)大塚商会の設計により導入したものである。

本業務を行うに当たっては、システム全般についての専門知識と技術が必要となるが、他の業者に委託した場合は業務の理解に時間がかかると思慮され、当該システムの安定運用に著しい支障を来す恐れがある。よって、設計段階から当該システムに関わり、深い専門知識と高い技術を持つ同社と契約した。

(5) 監査の結果

① 見積の検証について (意見)

マロニエ 21 ネットシステム保守管理業務は每期継続して委託契約を行っている。委託金額のうちその多くがシステム運用技術者の作業時間に伴うものから構成されている。

見積ベースの作業時間に基づいて契約を締結しているが、実際の作業時間等は把握していない。今後も委託契約の方法が随意契約として継続することが想定されることから実績時間の把握を行い、見積の検証精度を高めることが望ましいと考える。

② 長期継続契約の検討について（意見）

マロニエ 21 ネットシステム保守管理業務は、栃木県財務規則第 148 条の 2 第 2 項第 3 号の電算システム等の運用保守業務の委託に該当し、長期継続契約の対象となっている。

平成 29 年度に当該システムの一部サーバを追加及び変更する予定があったことから長期継続契約は困難として每期継続して委託契約を締結している。

通常の保守業務とイレギュラー事項に対応する業務とを分離し、通常の保守業務を長期継続契約とすることでコスト削減が図れるのではないかと考える。

17. 仮想デスクトップシステム設計・設定業務委託

(1) 概要

部局	経営管理部
執行機関名称	情報システム課
委託契約開始年度	平成 29 年度

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	—	—	随意契約
委託先名称	—	—	(株)大塚商会 宇都宮支店
契約期間	—	—	平成 29 年 11 月 1 日 ～ 平成 30 年 9 月 30 日
予定価格	—	—	75,918
契約金額	—	—	75,852
見積取得数(者)	—	—	1

(2) 委託業務の内容

マロニエ 21 ネットシステムにおいて仮想デスクトップ（サーバ上にパソコンのデスクトップを置く仮想化技術(VDI 方式)）を導入するためのサーバ機器、ソフトウェアの設計・設定等及び端末の設定等

(3) 委託する理由

仮想デスクトップシステム設計・設定業務は、マロニエ 21 ネットシステムを仮想環境で動作させるとともに、出先マロニエ端末を仮想デスクトップ化するなどの業務であり、高度な技術と専門知識が必要であることから、システム設計全般に精通した業者へ委託した方が、確実かつ効率的に実施できるため。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号により随意契約とした。

マロニエ 21 ネットシステムは、平成 9 年度に(株)大塚商会の設計により導入したものであり、導入以降の当該システム整備も同社が担ってきた。

仮想化環境へスムーズに移行するためには、当該システムの仕様等を熟知している必要があるが、他の業者が本業務を請け負う場合は移行に多大な時間を要し、業務に支障を来す恐れがあることから、当該システムの仕様に精通し、システムの設計・設定全般に高い技術と専門知識を持つ同社と契約した。

(5) 監査の結果

指摘すべき事項はなかった。

18. 共用コンピュータ運用管理業務委託

(1) 概要

部局	経営管理部
執行機関名称	情報システム課
委託契約開始年度	平成 25 年度

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札
委託先名称	富士通(株) 栃木支店	富士通(株) 栃木支店	(株)富士通マーケ ティング栃木支店
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 4 月 1 日 ～ 平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日
予定価格	58,942	58,438	57,999
契約金額	58,320	58,320	57,892
落札率 (%)	98.9	99.8	99.8
入札参加数 (者)	1	1	1

(2) 委託業務の内容

- ・ コンピュータ本体、周辺機器及び関連機器類並びに基本ソフトウェア等の維持管理
- ・ 共用コンピュータ関連施設・設備の維持
- ・ 情報資産の管理
- ・ 共用コンピュータを使用して処理する各業務システムの運用管理

(3) 委託する理由

共用コンピュータの運用管理業務は、高度な技術と専門知識が必要であり、システム運用に精通した事業者へ委託した方が、確実かつ効率的に実施できるため。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

地方自治法第 234 条の規定により一般競争入札とした。

(5) 監査の結果

① 見積の検証について（意見）

共用コンピュータ運用管理業務は每期継続して委託契約を行っている。委託金額のうちその多くがシステム運用技術者の作業時間に伴うものから構成されている

見積ベースの作業時間に基づいて契約を締結しているが、実際の作業時間等は把握していない。一般競争入札により行っているが、入札参加者は 1 者の状態が続いていることから実績時間の把握を行い、予定価格の精度を高めることが望ましいと考える。

② 長期継続契約の検討について（意見）

共用コンピュータ運用管理業務は、栃木県財務規則第 148 条の 2 第 2 項第 3 号の電算システム等の運用保守業務の委託に該当し、長期継続契約の対象となっている。

本委託業務は、每期同様の業務が継続していることから長期継続契約とすることでコスト削減が図れるのではないかと考える。

19. 栃木県共同利用型基盤運用保守業務委託

(1) 概要

部局	経営管理部
執行機関名称	情報システム課
委託契約開始年度	平成 28 年度

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	—	随意契約	—
委託先名称	—	(株)富士通エフサス 栃木支店	—
契約期間	—	平成 29 年 3 月 1 日 ～ 平成 33 年 10 月 31 日	—
予定価格	—	220,932	—
契約金額	—	215,363	—
見積取得数(者)	—	1	—

(2) 委託業務の内容

- ・共同基盤機器等の運用管理（ファイアウォール、負荷分散装置、ルータ等の保守）
- ・運用手順書及び各種ドキュメントの作成
- ・設計及び仕様書の作成支援

(3) 委託する理由

共同利用型基盤の運用管理を行うには、高度な技術と専門知識が必要であり、システムの運用管理に精通した業者へ委託した方が、确实かつ効率的に実施できるため。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号により随意契約とした。

(株)富士通エフサスは、共同利用型基盤の開発・導入を行った事業者であり、システムの仕様や機器設定を熟知している。他の業者に運用保守業務を委託する場合、システムの安定運用に著しい支障が生じる恐れがあることから、当該事業者と随意契約した。

また、「栃木県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」本則第 3 号口及び栃木県財務規則第 148 条の 2 第 2 項第 3 号に該当することから、5 年間の長期継続契約とした。

(5) 監査の結果

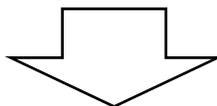
① 公募型プロポーザル方式の選定基準について（指摘事項）

平成 27 年度に共同利用型基盤構築に係る調査設計業務を委託しており（委託金額 6,480 千円）、その際に公募型プロポーザル方式を採用し 4 者からの提案を受け、選定の結果、(株)富士通エフサスが選定された。審査の際の選定基準は設計業務に関するもので構成されており、運用保守業務に係る費用いわゆるランニングコストについては選定基準としていなかった。

平成 28 年度の共同利用型基盤設計構築業務委託（委託金額 18,144 千円）については一般競争入札で業者を選定したが、共同利用型基盤運用保守業務委託（委託金額 215,363 千円）はシステムの仕様等を熟知しているという理由から 1 者随意契約としている。

共同利用型基盤の構築運用にあたり、運用保守業務に係る費用は業者選定にあたっての大きな要素である。共同利用型基盤構築に係る調査設計業務委託に係る公募型プロポーザル方式における審査においては、運用保守業務に係る費用も選定基準とすべきであった。

委託契約	委託料	契約期間	委託契約の方法
共同利用型基盤構築に係る調査設計業務委託	6,480	平成 27 年 6 月 30 日 ～ 平成 28 年 2 月 29 日	公募型プロポーザル方式 (見積取得数：4 者)



委託契約	委託料	契約期間	委託契約の方法
共同利用型基盤設計 構築業務委託	18,144	平成28年6月1日 ～ 平成29年2月28日	一般競争入札 (入札参加資格確認申 請書提出者数：2者 応札者：1者)
共同利用型基盤運用 保守業務委託	215,363	平成29年3月1日 ～ 平成33年10月31日	随意契約 (見積取得数：1者)

② 見積の検証について（意見）

共同利用型基盤運用保守業務は平成28年度より委託契約を行っている。委託金額のうちその多くがシステム運用技術者の作業時間に伴うものから構成されている。

現在は、運用保守初年度契約であり見積ベースの作業時間に基づいて契約を締結しているが、実際の作業時間等は把握していない。今後は委託契約の方法が随意契約として継続することが想定されることから実績時間の把握を行い、見積の検証精度を高めることが望ましいと考える。

20. 栃木県行政情報ネットワーク保守管理業務委託

(1) 概要

部局	経営管理部
執行機関名称	情報システム課
委託契約開始年度	平成25年度

(単位：千円)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
委託契約の方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先名称	東日本電信電話(株) ビジネス&オフィス 営業推進本部栃木法 人営業部門	東日本電信電話(株) ビジネス&オフィス 営業推進本部栃木法 人営業部	東日本電信電話(株) 埼玉事業部栃木支店
契約期間	平成27年4月1日 ～ 平成28年3月31日	平成28年4月1日 ～ 平成29年3月31日	平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日
予定価格	32,458	34,247	40,324
契約金額	32,324	33,339	37,584
見積取得数(者)	1	1	1

(2) 委託業務の内容

栃木県の本庁舎及び出先庁舎等に配備している行政情報ネットワークの通信機器の管理、稼働状況の監視、故障対応等

(3) 委託する理由

栃木県行政情報ネットワークの保守管理業務は、複雑かつ高密度なシステムを安定稼働させる業務であり、高度な技術と専門知識が必要であることから、保守管理に精通した業者へ委託した方が、確実かつ効率的に実施できるため。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号により随意契約とした。

栃木県行政情報ネットワークは、常時安定稼働が不可欠であり、障害発生時は迅速な復旧が求められることから、保守管理に際しては当該ネットワークの構成や各種システムに対する深い理解、経験が必要である。

東日本電信電話(株)は、当該ネットワークの設計・構築業者であり、当該ネットワークを熟知し、専門的な技術を有する要員を多数擁している。

また、入札に付する場合、複数の業者に対して当該ネットワークの構成や機器類の設定情報を開示する必要が生じ、セキュリティ上の支障があることから、同社と契約した。

(5) 監査の結果

① 見積の検証について（意見）

栃木県行政情報ネットワーク保守管理業務は每期継続して委託契約を行っている。委託金額のうちその多くがシステム運用技術者の作業時間に伴うものから構成されている。

見積ベースの作業時間に基づいて契約を締結しているが、実際の作業時間等は把握していない。今後も委託契約の方法が随意契約として継続することが想定されることから実績時間の把握を行い、見積の検証精度を高めることが望ましいと考える。

② 長期継続契約の検討について（意見）

栃木県行政情報ネットワーク保守管理業務は、栃木県財務規則第 148 条の 2 第 2 項第 3 号の電算システム等の運用保守業務の委託に該当し、長期継続契約の対象となっている。

当該委託業務は、イレギュラー事項に対するシステム対応があり業務量に多寡が生じるため長期継続契約は困難として每期継続して委託契約を締結している。

通常の保守業務とイレギュラー事項に対応する業務とを分離し、通常の保守業務を長期継続契約とすることでコスト削減が図れるのではないかと考える。

21. 栃木県情報セキュリティクラウド運用保守業務委託

(1) 概要

部局	経営管理部
執行機関名称	情報システム課
委託契約開始年度	平成 29 年度

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	—	—	随意契約（公募型プロポーザル方式）
委託先名称	—	—	(株)TKC
契約期間	—	—	平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 34 年 3 月 31 日
予定価格	—	—	197,243
契約金額	—	—	197,243
見積取得数（者）	—	—	1

(2) 委託業務の内容

平成 28 年度に構築した栃木県情報セキュリティクラウド（※）の安定的な運用を確保するため、24 時間 365 日、設置機器やインターネット通信の監視を行い、障害・インシデント発生時には速やかに原因調査、復旧、利用団体支援等の対応を行う。

※本県及び県内全市町のインターネット接続環境を集約し、セキュリティ向上及び経費削減を行うもの。

(3) 委託する理由

栃木県情報セキュリティクラウドは、本県のみならず県内の全市町が利用しているものであり、24 時間 365 日安定して運用する必要がある。

運用保守業務の実施には、高度な技術と専門知識が必要であることから、当該業務に係る専門知識と技術を持った業者に委託する方が、確実かつ効率的に実施できると判断し、委託することとした。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号により随意契約とした。

インターネット通信の監視、障害・インシデント発生時の対応など、特殊性及び専門性を有する業務であり、受託者の選定には、広く技術提案を受け、知識、技術力、費用対効果等を総合的に判断する必要があることから、公募型プロポーザル方式による随意契約を採用した。

また、「栃木県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」本則第 3 号ロ及び栃木県財務規則第 148 条の 2 第 2 項第 3 号に該当することから、5 年間の長期継続契約とした。

(5) 監査の結果

① 見積の検証について（意見）

栃木県情報セキュリティクラウド運用保守業務は平成 29 年度に公募型プロポーザル方式により新たにシステム開発を行い、その運用の保守業務を委託している。委託金額のうちその多くがシステム運用技術者の作業時間に伴うものから構成されている。

現在は、運用保守初年度契約であり見積ベースの作業時間に基づいて契約を締結しているが、実際の作業時間等は把握していない。セキュリティクラウド構築業務の際に採用した公募型プロポーザル方式においてランニングコストも評価対象とした上で委託業者の決定を行ってはおりランニングコストの比較は行えてはいるものの、今後は委託契約の方法が随意契約として継続することが想定されることから実績時間の把握を行い、見積の検証精度を高めることが望ましいと考える。

2.2. 共用コンピュータオペレータ派遣委託

(1) 概要

部局	経営管理部
執行機関名称	情報システム課
委託契約開始年度	平成 25 年度

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
委託先名称	(株)ケーシーエス 栃木支社	(株)ケーシーエス 栃木支社	(株)ケーシーエス 栃木支社
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 4 月 1 日 ～ 平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日
予定価格	25,643	25,643	25,396
契約金額	25,643	25,643	25,396
落札率 (%)	100.0	100.0	100.0
入札参加数 (者)	2	2	3

(2) 委託業務の内容

共用コンピュータの操作、監視、及び磁気テープ・磁気ディスク等の保管整理等を行う人員の派遣

(3) 委託する理由

共用コンピュータの操作、監視等は、コンピュータの操作等に精通した専門的な人材に委託した方が確実かつ効率的に実施できるため。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

地方自治法施行令第 167 条第 1 号により指名競争入札とした。

一定の条件を満たした業者間での競争入札により、業者を選定することで、業務品質の確保と公正な競争を両立させることができることから、当該方法を選択した。

(5) 監査の結果

① 競争原理の確保について（意見）

落札率が 100.0%と高い水準で推移している。競争原理が働くよう指名業者数を増加することや条件付き一般競争入札での実施を検討するなどの対応が望まれる。

23. 栃木県行政情報ネットワーク設備定期点検業務委託

(1) 概要

部局	経営管理部
執行機関名称	情報システム課
委託契約開始年度	平成 26 年度

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札
委託先名称	東日本電信電話(株) ビジネス&オフィス 営業推進本部栃木法人 営業部門	東日本電信電話(株) ビジネス&オフィス 営業推進本部栃木法人 営業部	東日本電信電話(株) 埼玉事業部栃木支店
契約期間	平成 27 年 7 月 6 日 ～ 平成 27 年 9 月 30 日	平成 28 年 7 月 19 日 ～ 平成 28 年 9 月 30 日	平成 29 年 7 月 31 日 ～ 平成 29 年 10 月 31 日
予定価格	9,024	9,187	9,447
契約金額	8,640	8,640	9,396
落札率 (%)	95.7	94.0	99.4
入札参加数 (者)	1	1	1

(2) 委託業務の内容

栃木県の本庁舎及び出先庁舎等に配備されている行政情報ネットワークの通信機器（スイッチングハブ、ルータ等）に係る、故障の有無、設置状態、配線の接続状態の点検

(3) 委託する理由

稼働中の通信機器に対する点検作業であるため、ネットワーク運用管理の実績のある業者に委託した方が確実にかつ効率的に実施できるため。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

地方自治法第 234 条の規定により一般競争入札とした。

(5) 監査の結果

指摘すべき事項はなかった。

24. 安蘇庁舎建築物総合管理業務委託

(1) 概要

部局	経営管理部
執行機関名称	安足県税事務所
委託契約開始年度	平成16年度

(単位：千円)

項目	平成26年度	平成28年度	平成29年度
委託契約の方法	指名競争入札	—	指名競争入札
委託先名称	(株)大高商事	—	(株)大高商事
契約期間	平成26年4月1日 ～ 平成29年3月31日	—	平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日
予定価格	24,995	—	8,521
契約金額	24,552	—	8,333
落札率(%)	98.2	—	97.8
入札参加数(者)		—	4

(注) 平成28年度までは3年の長期継続契約としている。平成30年10月に空調設備を更新するため、平成29年度は単年度契約となっている。

(2) 委託業務の内容

空調設備の運転管理、空気環境測定、衛生害虫駆除、貯水槽の清掃等の衛生環境の管理

(3) 委託する理由

建築物総合管理業務は、安蘇庁舎の空調設備及び環境衛生の管理を行うものであり、専門的技術と知識を有している必要があるため。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

地方自治法施行令第167条により、指名競争入札とした。不信用、不誠実な者を排除するとともに、競争による利益を確保するため、当該契約方法を選定した。

(5) 監査の結果

① 不要な委託料の発生について(指摘事項)

安蘇庁舎の空調には平成30年9月まで冷温水発生機を使用していた。空調運転停止期間が年間103日(4～6月、10～11月の5ヵ月)あり、当委託業務の予定価格の設定根拠資料では、空調運転停止期間にも運転監視として103日の歩掛を計上していた(電気式エアコンに入れ替えた平成30年10月以降は当該歩掛を計上していない)。

初回監査時には、担当職員から冷温水発生機を使用する場合は法規制により空調運転停止期間も保全技術員を常駐させる必要があるため歩掛に含めているとの説明を受けた。しかし、後日の説明において、これは担当職員個人の誤認であり、組織（県）としては、法規制がないことは認識しており、この業務委託では、空調運転停止期間の103日間内の冷温水発生機の清掃・点検に加え、庁舎における各種施設・設備の耐久性向上や機能維持を図るために必要な作業と、実施時期の特定されない清掃・点検を実施しており、必要不可欠な作業であると主張している。

しかし、有識者（冷温水発生機を所有する者）に聴取したところ、冷房・暖房の切替作業や定期検査等は専門業者に委託する必要があるが、空調運転停止期間に毎日清掃・点検をするようなことはないとの回答を得ている。また、監査人の独自調査によっても県の主張を裏付けるような情報は収集できなかった。よって、監査人としては、県が実施した空調運転停止期間の103日間におよぶ清掃点検作業は過剰なメンテナンスであったと考えざるを得ず、空調運転停止期間の運転監視の歩掛103日には不要と考えられる費用が含まれていたと判断した。

平成29年度の空調運転停止期間の委託料は、保全技術員の労務単価16,400円/日を基に試算すると、設計金額にして約235万円になる。また、平成26～28年度は、常駐保守管理員の日給10,200円を基に試算し、年間約175万円になる。委託契約開始年度の平成16年度から冷温水発生機使用停止の平成30年9月までの空調運転停止期間の委託料累計額は約2,600万円と推計されるが、この中には不要な委託料が含まれていたと考えられる。

委託内容については定期的に見直しを行い、不要な委託料が発生しないよう注意する必要がある。

25. 安蘇庁舎清掃業務及び公仕業務委託

(1) 概要

部局	経営管理部
執行機関名称	安足県税事務所
委託契約開始年度	平成27年度

(単位：千円)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
委託契約の方法	指名競争入札	—	—
委託先名称	(株)大高商事	—	—
契約期間	平成27年4月1日 ～ 平成30年3月31日	—	—
予定価格	20,977	—	—
契約金額	17,204	—	—
落札率(%)	82.0	—	—
入札参加数(者)	3	—	—

(2) 委託業務の内容

主に館内の共有スペース（ロビー、正面玄関、エレベーターホール、会議室、通路等）の清掃と錠施錠等の管理業務及び構内の草むしり、立木の剪定、除草剤や殺虫剤の散布

(3) 委託する理由

清掃業務及び公仕業務は、安蘇庁舎館内及び構内の共有スペースの清掃等により、安蘇庁舎の美観の保持を図るものであり、業者に委託する方が効率的であるため。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

地方自治法施行令第167条により、指名競争入札とした。不信用、不誠実な者を排除するとともに、競争による利益を確保するため、当該契約方法を選定した。

また、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」本則第2号に該当することから、3年間の長期継続契約とした。

(5) 監査の結果

① 一般競争入札の検討について（意見）

一般競争入札ではなく指名競争入札を採用した理由を、不信用、不誠実な者を排除するためとしているが、本委託業務は他の委託業務と比較して特段、不信用、不誠実な者を排除する必要性が高い業務内容ではない。原則的な契約締結方法である一般競争入札にすべきである。

【県民生活部】

1. 栃木県庁昭和館におけるプロジェクションマッピング等業務委託

(1) 概要

部局	県民生活部
執行機関名称	県民文化課
委託契約開始年度	平成 29 年度

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	—	—	随意契約（公募型プロポーザル方式）
委託先名称	—	—	(株)とちぎテレビ
契約期間	—	—	平成 29 年 7 月 12 日 ～ 平成 29 年 11 月 15 日
予定価格	—	—	(21,808) 20,708
契約金額	—	—	(21,808) 20,708
見積取得数（者）	—	—	1

(注)「予定価格」「契約価格」欄の上段の()書は変更契約後の価格

(2) 委託業務の内容

「とちぎ版文化プログラム」のリーディングプロジェクトとして、本県の魅力を国内外に発信するための、栃木県庁昭和館におけるプロジェクションマッピング（プロジェクターを用いた映像表現をいう。）及び来場者向けイベントの企画・運営の委託

(3) 委託する理由

事業を効果的に実施するためには、目的の趣旨に沿った魅力的なプロジェクションマッピング映像とイベントの実施が必要である。その業務を遂行するに当たっては、高いプロジェクションマッピング製作技術を有する専門性と素材の確保、イベント実施に関する業務経験が必要であるため。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

上記(3)の理由により、効果的な事業の実施には、投影内容やイベントのコンテンツが重要な要素であることから、公募型プロポーザル方式による企画提案でその能力の比較検討を行い、最適な業者を選定するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「性質又は目的が競争入札に適しないとき（目的物が特定の者しか納品できないとき）」の規定に基づき随意契約とした。

(5) 監査の結果

① 委託事業の事業評価の実施について（意見）

県内の自然や歴史的建造物、祭事を織り込んだ内容の8分程度の映像を2日間で計10回投影し、延べ12,000人が観覧した。

開催期間が2日間と短く、動員数もそれほど多くなかったため、国内外に県の魅力をアピールする催しとして適切な規模であったか評価が必要である。また、プロジェクションマッピングの性質上、抽象的な内容にならざるを得ないため、県の魅力が観客に的確に伝わったのか疑問が残る。

最小の費用で最大の効果を上げる方法であったか否か事業評価を実施する必要がある。

② 参加資格の充足について（意見）

東京駅丸の内エリアの「東京ミチテラス」などで実績のある(株)ジェイアール東日本企画（以下、J社）が参加表明をしたが、J社は県内に駐在事務所を有するのみであるため、「県内に主たる事業所があること」に該当しないとして、参加資格なしとの判断を下されている。

駐在事務所には契約締結能力がないため、本社から委任状を取得して参加資格を得ることになる。県はその旨をJ社駐在事務所に電話連絡したが、J社駐在事務所は委任状取得には動かなかったとのことである。

J社は、それ以前の平成29年4月4日にも「デスティネーションキャンペーン活用プロモーション業務委託」5,493千円を受託しており、その後にもスカイベリー高級ブランドイメージ定着プロモーション業務委託(平成29年10月2日契約19,710千円)、「いちご王国」プロモーション事業」業務委託(平成29年9月11日契約、19,699千円)、とちぎブランド(県民の愛着・誇りの醸成)業務委託(平成29年8月30日6,600千円)を受けている。

J社は他の業務委託では本社から委任状を取得して契約したと考えられるが、本件に関しては委任状取得を躊躇したことは県にとっても損失である。本委託事業については、参加表明書の提出期限から参加資格の確認結果通知までの日程が短く、県はJ社に対して参加資格取得に向けた十分な対応ができなかった。県は、参加資格に関する十分な説明や余裕のある日程調整など参加を希望する事業者への配慮が必要であった。

2.とちぎボランティアNPOセンター管理運営業務委託

(1) 概要

部局	県民生活部
執行機関名称	県民文化課
委託契約開始年度	平成 29 年度

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）	随意契約	随意契約
委託先名称	とちぎ協働デザインリーグ	とちぎ協働デザインリーグ	とちぎ協働デザインリーグ
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 4 月 1 日 ～ 平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日
予定価格	18,098	18,070	18,069
契約金額	18,098	18,070	18,069
見積取得数（者）	2	1	1

(2) 委託業務の内容

- ・とちぎボランティアNPOセンターの管理運営
- ・NPO、ボランティア等の活動状況、支援制度等に係る情報収集、提供
- ・法人設立、組織運営等に係る相談対応
- ・県民、NPO向け研修会等の開催
- ・県民、NPO、企業、行政等のネットワーク構築に向けたイベント、会議等の開催

(3) 委託する理由

本施設は、県域の市民活動支援センターとして、人や情報のネットワーク構築及び各種支援策の拠点となっており、その運営及び各種事業の実施には、NPOやボランティア活動等に係る専門的な知見、関係機関・団体とのネットワーク等、民間のノウハウを必要とするため。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

施設のよりよい運営を図るためには、プロポーザルにより企画提案を募り、受託者を選定することが望ましい。一方で、施設の安定的な運営及び長期的な事業展開の観点からは、毎年度受託者が変わることは好ましくない。そこで、プロポーザルにより受託者を選定し、その運営に問題がない場合には、最大5年まで、随意契約により契約を更新することとしている（直近では平成27年度の受託者選定に係るプロポーザルを平成27年1月に実施）。

(5) 監査の結果

① ホームページの改修の必要性について（意見）

とちぎボランティアNPOセンターはホームページを開設し、情報発信を行っているが、ホームページの閲覧数が急激に減少している。近年、スマートフォンが急速に普及しているが、ホームページがスマートフォン対応になっていないことも一因と考えられる。時代のニーズに合わせた早急な対応が必要である。

とちぎボランティアNPOセンターのホームページアクセス数 (単位:件)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
アクセス数	37,461	41,921	36,232	36,463	27,571	15,922

3.とちぎ版文化プログラムリーディングプロジェクト事業「屋台引き回しパレード」
屋台運行業務委託

(1) 概要

部局	県民生活部
執行機関名称	県民文化課
委託契約開始年度	平成 29 年度

(単位:千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	—	—	随意契約
委託先名称	—	—	烏山山あげ保存会外 4 者
契約期間	—	—	平成 29 年 6 月 13 日 ～ 平成 29 年 6 月 30 日
予定価格	—	—	10,617
契約金額	—	—	10,617
見積取得数(者)	—	—	各 1 (計 5)

(2) 委託業務の内容

“とちぎ版文化プログラム”の平成 29 年度の統一テーマ『祭り』に沿った事業の一環として、宇都宮市役所から栃木県庁までのシンボルロードにおいて、県内 5 市の「屋台」及び「山車」による引き回しパレードを実施し、とちぎの魅力ある文化を国内外に発信するとともに、本県文化の底上げを図り地域の活性化に繋げる。

【委託先】

名称	行事名	備考
烏山山あげ保存会	烏山の山あげ行事の屋台	ユネスコ無形文化遺産登録
鹿沼いまみや付け祭り保存会	鹿沼今宮神社祭の屋台行事の屋台	ユネスコ無形文化遺産登録
萬町二丁目自治会	とちぎ秋まつりの山車	県南エリア

大田原市屋台まつり実行委員会	大田原屋台まつりの屋台	県北エリア
伝馬町屋台保存会	宇都宮二荒山菊水祭の屋台	県央エリア

(3) 委託する理由

パレードを実施するためには、各市の保存団体等が保有する貴重な文化財である「屋台」及び「山車」を解体・運搬・組立する必要があるため、当該文化財を所有・管理する者に委託する必要がある。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

上記(3)の理由により、当該文化財を所有・管理する者に委託する必要があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「性質又は目的が競争入札に適しないとき（目的物が特定の者しか納品できないとき）」の規定に基づき随意契約とする。

(5) 監査の結果

指摘すべき事項はなかった。

4. 栃木県消防防災ヘリコプター運行管理業務委託

(1) 概要

部局	県民生活部
執行機関名称	消防防災課
委託契約開始年度	平成28年度

(単位：千円)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
委託契約の方法	—	一般競争入札（入札不調により随意契約に移行）	—
委託先名称	—	本田航空(株)	—
契約期間	—	平成28年6月1日 ～ 平成31年3月31日	—
予定価格	—	310,420	—
契約金額	—	309,960	—
落札率(%)	—	99.9	—
入札参加数(者)	—	1	—

(2) 委託業務の内容

下記に掲げる、栃木県消防防災ヘリコプター（アグスタ式AW139型）の運航に要する業務。

- ・操縦士の確保及び完熟訓練等

- ・ 防災ヘリの技術的支援及び納入までの各検査立会い
- ・ 防災ヘリの管理業務（運行管理を含む）
- ・ 航空隊員との連携訓練、その他県が指示する事項

（3）委託する理由

消防防災ヘリコプターの安全な運航管理を実施するに当たり、特に操縦士不足が深刻化する中、運航管理スタッフを確保（採用）することは、極めて困難な状況である。消防防災ヘリ操縦士の技量について、飛行時間のみが客観的な指標である状況下、継続的、安定的に操縦士を確保するため、運行管理業務を民間事業者へ委託することとした。

（4）委託契約の方法を選択した理由

地方自治法第 234 条の規定により、一般競争入札とした。

（5）監査の結果

① 委託料に含まれる資格取得費用について（意見）

本委託契約は、1997 年から運行していた初代の防災ヘリコプターの更新にともなうもので、3 年の長期継続契約を締結している。設計書では積算内訳として、機体更新に伴う資格取得費合計 79,772 千円が計上されている。これらは操縦士、整備士各 2 名の海外での資格取得及び整備士 1 名の国内での資格取得費用の合計である。ヘリコプターの資格取得費用は高額かつ機体種類ごとに取得するため、予め委託先が必要人員分の資格保有者を確保していることが期待できないことから、資格取得費用を委託料に含めて、契約後に委託先従業者に取得させる形にしていると考えられる。

しかしながら、委託先からの資格取得状況報告を見ると、入札より前の時点で既に資格を保有している操縦士及び航空整備士各 1 名が、業務に配属されているため、結果として積算された額のうち 23,536 千円の資格取得費用が不要になっている。

委託料を減額するなどの契約変更の可能性を検討することが望まれる。

② 入札から履行開始までの日程について（指摘事項）

一般競争入札によって選定が開始されているが、入札参加者は 1 者のみであり、2 回の入札不調のため随意契約に移行し、見積書額により契約額が決定している。

本委託契約に関する一連の日程は次のようになっており、公告期間や開札日から履行開始日までの期間が短い。余裕を持った日程策定など実質的な競争原理を確保できるよう努めるべきである。

契約手続	年月日
入札公告日	平成 28 年 5 月 6 日
公告終了日	平成 28 年 5 月 13 日
入札日	平成 28 年 5 月 26 日
開札日	平成 28 年 5 月 26 日
履行開始日	平成 28 年 6 月 1 日

5. 防災行政ネットワークシステム保守業務委託

(1) 概要

部局	県民生活部
執行機関名称	消防防災課
委託契約開始年度	平成 13 年度

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先名称	富士通(株)	富士通(株)	富士通(株)
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 4 月 1 日 ～ 平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日
予定価格	40,726	39,646	38,901
契約金額	40,716	39,646	38,594
見積取得数(者)	1	1	1

(2) 委託業務の内容

契約締結時に定めたネットワーク点検項目に基づき、年次点検を実施する。また、定例会として月単位の障害状況・利用に係る統計情報・運用状況を四半期に一度開催し報告するとともに、今後の対策等について提案を行う。

(3) 委託する理由

防災行政ネットワークは本県の災害時通信の最重要インフラで、24 時間 365 日の安定稼働を行うという観点から障害が発生した際に迅速な対応が必要なため、保守管理業務委託を実施している。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

障害発生に対する迅速な対応やネットワークの安定運用の確保等の課題に適切に対処するため、高い専門性及び防災行政ネットワークに対する理解(知識、経験、実績等)が不可欠であり、他の業者がメンテナンスや障害発生時の対応を行うことは困難である。よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号(競争入札不適)の規定により随意契約とし、栃木県財務規則運用通知第 161 条関係 2 (2) (1 者専有)により見積合わせを省略した。

(5) 監査の結果

① 長期継続契約の検討について(意見)

本委託契約は、栃木県財務規則第 148 条の 2 第 2 項第 1 号の機器等の保守管理業務の委託及び同項第 3 号の電算システム等の運用保守業務の委託に該当し、長期継続契約の対象となっている。

本委託契約は、每期同様の業務が継続していることから長期継続契約とすることでコスト削減が図れるのではないかと考える。

6. 危機管理センター業務委託

(1) 概要

部局	県民生活部
執行機関名称	消防防災課
委託契約開始年度	平成 21 年度

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	指名競争入札	指名競争入札	指名競争入札
委託先名称	宇都宮電子(株)	宇都宮電子(株)	宇都宮電子(株)
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 4 月 1 日 ～ 平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日
予定価格	24,915	24,861	24,526
契約金額	24,840	24,840	24,300
落札率 (%)	99.7	99.9	99.1
入札参加数 (者)	3	3	3

(2) 委託業務の内容

危機管理センターの保守としてシステムの年次点検を実施し、障害になると防災システム及び災害対応に多大な影響を及ぼす機器については、障害時の速やかな機器調達調整が出来るサポート体制を構築する。

また、毎月 1 回、定例会を開催して月単位の障害状況・利用に係る統計情報・運用状況を報告するとともに、以後の対策等について提案する。

(3) 委託する理由

危機管理センターは、栃木県全域の防災ネットワークの中枢を司る部分である。仮に本設備が故障した場合、県全体の防災に障害を与えてしまうため非常時に適切な運用ができるよう保守管理を委託している。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

危機管理センターシステムに障害が発生した場合は、迅速な対応が要求される。このため、会計局「競争入札参加資格者」に登録されているもののうち、電気器具の業種において既設メーカーと取引がある業者を選択する必要があることから、地方自治法施行令第 167 条第 3 号に基づき指名競争入札とした。

(5) 監査の結果

① 実績報告と積算内容について (指摘事項)

システム運用保守契約は作業内容ごとの技術者の実施工数に応じた対価を払うべきものであるため、これらの実績を報告で求めて、次年度以降の予定価格の積算に反映させることが望ましい。しかしながら年度の実績報告を見ると対応案件別の詳細が報告されているものもあるが、実施日と実施事項を簡単に記載しただけのものも多く、実績工数が不明瞭である。予定価格の積算は、単価については積算資料

に基づき設定されているものの、工数については前年度受託者より徴取した見積書と全く同じである。また平成27年度及び28年度の実績報告書を見ると作業内容によっては全く実績がないものや、データベースのライセンスサポート契約をしているとしてライセンス証のみを提出するのみの報告もあるが、これらの業務についても積算において、のべ日数40～48日の工数が見積もられている。

受託者に対しては、作業別別の工数を含めた実績報告を求めるとともに、報告実績や作業の性質を考慮して積算を実施すべきである。

7. 防災行政無線移動系システム保守業務委託

(1) 概要

部局	県民生活部
執行機関名称	消防防災課
委託契約開始年度	平成21年度

(単位：千円)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
委託契約の方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先名称	(株)日立国際電気 公共通信営業部	(株)日立国際電気 公共通信営業部	(株)日立国際電気 公共通信営業部
契約期間	平成27年4月1日 ～ 平成28年3月31日	平成28年4月1日 ～ 平成29年3月31日	平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日
予定価格	14,893	15,184	15,174
契約金額	13,608	14,604	14,941
見積取得数(者)	1	1	1

(2) 委託業務の内容

保守点検として県内に配備されている「栃木県防災行政無線移動系システム」の精密点検と、県内4箇所にある中継基地局の建物、構築物等の外観点検及び環境整備を年1回行う。また、防災行政無線移動系システムに関する技術的な問い合わせへの対応や四半期に一度定例会を開催して月単位の障害状況・利用に係る統計情報・運用状況を報告する。

(3) 委託する理由

移動系システムは災害等の非常時に使用できるよう安定した稼働が必須であり、機器の不具合が発生した際に迅速に対応するために保守管理業務委託が必要となっている。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

栃木県防災行政無線移動系システムを構成する機器類については、納入業者である(株)日立国際電気の独自技術により開発されているものであることから、他の業者がメンテナンスや障害発生時の対応を行うことは困難である。そのため、地方自

治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（競争入札不適）の規定により随意契約、栃木県財務規則運用通知第 161 条関係 2（2）（1 者専有）により見積合わせを省略した。

（5）監査の結果

① 長期継続契約の検討について（意見）

本委託契約は、栃木県財務規則第 148 条の 2 第 2 項第 1 号の機器等の保守管理業務の委託及び同項第 3 号の電算システム等の運用保守業務の委託に該当し、長期継続契約の対象となっている。

本委託契約は、每期同様の業務が継続していることから長期継続契約とすることでコスト削減が図れるのではないかと考える。

8. 危険物取扱者保安講習業務委託

（1）概要

部局	県民生活部
執行機関名称	消防防災課
委託契約開始年度	昭和 63 年度

（単位：千円）

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先名称	(一社) 栃木県危険物保安協会	(一社) 栃木県危険物保安協会	(一社) 栃木県危険物保安協会
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 4 月 1 日 ～ 平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日
予定価格	16,240	16,240	16,240
契約金額	14,510	14,754	15,818
見積取得数（者）	1	1	1

（2）委託業務の内容

消防法第 13 条の 23 に基づき、危険物の取扱作業に従事する者は定期的に保安講習会の受講が義務づけられている。当委託契約では、保安講習の実施計画作成および実施を委託している。

（3）委託する理由

危険物取扱者保安講習の実施については、危険物に関する専門的な知識と県内各地区の消防局・本部との連携が不可欠である。本委託契約先は県内各地区の危険物取扱関連の協会や消防局・本部と連携して危険物に関する連絡や広報活動を行っており、本委託業務も効率的に実施できることから委託をしている。

また、危険物取扱者保安講習会の民間委託は、昭和 62 年以来、国（消防庁）が推進している。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

保安講習会の実施者は危険物の取扱いに関して専門的な知識を持った機関である必要があり、当委託契約先は昭和 63 年 10 月 19 日付け消防庁危険物規制課内かんで、委託先として適当であると示された栃木県内唯一の団体である。ゆえに当契約の相手方として唯一最適であり、当業務の契約は競争入札に適さないものと考えられるため、随意契約とした。

(5) 監査の結果

① 契約単価の根拠について（指摘事項）

危険物保管講習取扱業務の委託料は講習者一人あたりで委託料を契約する単価契約であり、(1)概要における表の契約金額は単価に実績数を乗じた金額である。危険物保管講習取扱業務の単価は講習料 4,700 円の 8 割である 3,760 円（税別）に設定されている。単価の算定に使用されている料率設定は、消防庁からの内かん（行政機関が必要な事項を伝達するため送付する文書）において、保安協会が消防士講習事務を適切かつ円滑に実施できる必要かつ十分な額が手数料額の 8 割以上とされていることを根拠としている。当文書の発行は平成 5 年と古く、また危険物取扱者保安講習の実績に基づいた試算など経済的妥当性も検討されていないため、契約単価が慣行的に決定されていると考えられる。

県は、現在の単価の設定方法について経済的妥当性を検討し、更新の必要性について委託先と定期的に協議すべきである。

9. 危険物取扱者免状及び消防設備士免状作成等業務委託

(1) 概要

部局	県民生活部
執行機関名称	消防防災課
委託契約開始年度	昭和 60 年度

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先名称	(一財)消防試験研究センター栃木県支部	(一財)消防試験研究センター栃木県支部	(一財)消防試験研究センター栃木県支部
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 4 月 1 日 ～ 平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日
予定価格	13,872	13,931	13,931
契約金額	10,038	9,867	10,788
見積取得数(者)	1	1	1

(2) 委託業務の内容

栃木県内における危険物取扱者および消防設備士について、免状の新規交付、写真の書換え、本籍等の書換え、再交付を委託している。

(3) 委託する理由

(一財)消防試験研究センターは危険物取扱者および消防設備士の資格試験を行う全国唯一の団体であり、当契約の委託先はその栃木県支部である。また現在、全ての都道府県から当センター各支部が本業務を受託している。仮に本県が当該業務を独自に実施した場合、当センターが全国で蓄積した当業務に関するノウハウを失うとともに、免状情報を管理する電算システムに係る費用を単独で負担することとなり、極めて非効率的である。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

上記(3)のとおり、当委託契約先は当契約の相手方として唯一最適であり、当業務の契約は競争入札に適さないものと考えられるため、随意契約とした。

(5) 監査の結果

① 契約単価の根拠について(指摘事項)

危険物取扱者免状・消防整備士免状作成業務の委託料は処理1件あたりの委託料を契約する複数単価契約であり、(1)概要における表の契約金額は単価に実績数を乗じた金額である。免状作成業務の単価は各種免状交付関連手数料の65.4%に設定されている。単価の算定に使用されている料率は、委託先作成の要綱補足説明資料において、必要費目や想定取扱件数に基づいて算出された標準的な経費割合を根拠としている。しかし当文書は昭和63年作成のため、FD(フロッピーディスク)など現在では使われないような消耗品が経費内訳に含まれるなど、内容が古く、本委託契約締結時における経費割合を適切に反映しているとは言い難い。

県は、現在の単価の設定方法について経済的妥当性を検討し、更新の必要性について委託先と定期的に協議すべきである。

10. 高齢者の消費者被害防止啓発テレビCM放送業務委託

(1) 概要

部局	県民生活部
執行機関名称	くらし安全安心課
委託契約開始年度	平成27年度

(単位：千円)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
委託契約の方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先名称	(株)とちぎテレビ	(株)とちぎテレビ	(株)とちぎテレビ
契約期間	平成27年10月19日 ～ 平成27年11月27日	平成28年4月8日 ～ 平成29年2月16日	平成29年6月8日 ～ 平成30年2月16日
予定価格	2,973	2,598	2,679
契約金額	2,973	2,598	2,679
見積取得数(者)	1	1	1

(2) 委託業務の内容

とちぎテレビにおいて、年金支給日及びその前後の3日間、高齢者が視聴する可能性の高い時間帯を中心に、高齢者の消費者被害防止啓発のためのスポットCMを放送した。

(3) 委託する理由

悪質商法の被害に遭う高齢者が後を絶たないことから、テレビCMを放送して注意喚起を行い、被害の未然防止を図るため、とちぎテレビにおいて上記(2)の業務を委託した。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

栃木県内の受信者を対象としたテレビ放送を行っているのはとちぎテレビのみであり、県民に対する消費者啓発を目的とした本事業の趣旨に合致することから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。

(5) 監査の結果

① 事業の効果の確認について(意見)

くらし安全安心課においては、視聴率を把握するなどして事業の効果を検討していない。

CM提供番組の視聴率を把握するなどして、広報の効果を確認することが望まれる。

1 1. 若者の消費者被害防止啓発事業に係るプロスポーツチーム試合会場における啓発業務委託

(1) 概要

部局	県民生活部
執行機関名称	くらし安全安心課
委託契約開始年度	平成 27 年度

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先名称	(株)栃木サッカー クラブ (株)栃木リンクス スポーツエンターテ インメント (株)栃木ユナイテ ッド	(株)栃木サッカー クラブ (株)栃木ブレック ス (株)栃木ユナイテ ッド	(株)栃木サッカー クラブ (株)栃木ブレック ス (株)栃木ユナイテ ッド
契約期間	平成 27 年 4 月 8 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 4 月 6 日 ～ 平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 6 月 5 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日
予定価格	2,600	2,589	2,643
契約金額	2,589	2,589	2,643
見積取得数(者)	各 1 (計 3)	各 1 (計 3)	各 1 (計 3)

(2) 委託業務の内容

県内プロスポーツチーム試合会場において、以下のとおり、若者の消費者被害防止啓発業務を実施した。

- ・ 試合会場における入場者への消費者被害防止啓発チラシの制作配布
- ・ 試合会場における消費者被害防止啓発に関するアナウンス
- ・ 試合会場における大型スクリーンでの消費者被害防止啓発CMの放映

(3) 委託する理由

若者の悪質商法被害を防止し、消費生活相談窓口を周知するため、若者に人気がある県内プロスポーツチーム（栃木SC、リンク栃木ブレックス、H.C. 栃木日光アイスバックス）の主催試合会場において上記（2）の業務を委託した。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

上記（2）の業務を委託できる県内プロスポーツチームは、栃木SC、リンク栃木ブレックス、H.C. 栃木日光アイスバックスに限られることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。（ただし、H.C. 栃木日光アイスバックスとの契約は予定価格100万円以下のため同令同条同項第1号の規定による。）

(5) 監査の結果

指摘すべき事項はなかった。

12. 県広報テレビ番組の制作及び放送業務委託

(1) 概要

部局	県民生活部
執行機関名称	広報課
委託契約開始年度	平成 11 年度

(単位：千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委託契約の方法	随意契約	随意契約	随意契約
委託先名称	(株)とちぎテレビ	(株)とちぎテレビ	(株)とちぎテレビ
契約期間	平成 27 年 4 月 1 日 ～ 平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 4 月 1 日 ～ 平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 4 月 3 日 ～ 平成 30 年 3 月 30 日
予定価格	401,426	377,565	377,565
契約金額	401,426	377,565	377,565
見積取得数(者)	1	1	1

(2) 委託業務の内容

県テレビ広報番組制作・放送業務

(3) 委託する理由

県独自による放送設備を有していないため。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

とちぎテレビは県内を放送エリアとする、唯一の地元テレビ局である。また、とちぎテレビは、その設立経緯から地域密着を第一とするテレビ局であり、日頃から地域に密着した情報を伝えるため、自主制作した番組の放送を重視している。通常、番組の編成権はテレビ局にあり、とちぎテレビは番組編成において、県側の希望を最優先して放送時間帯を決めることができる唯一のテレビ局であるため、最も効果的な放送が可能である。

(5) 監査の結果

指摘すべき事項はなかった。

13. 県政広報紙「とちぎ県民だより」新聞折込業務委託

(1) 概要

部局	県民生活部
執行機関名称	広報課
委託契約開始年度	昭和54年度

(単位：千円)

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
委託契約の方法	一般競争入札	一般競争入札	一般競争入札
委託先名称	(株)栃木読売 IS	(株)栃木読売 IS	(株)栃木オリコミ・センター
契約期間	平成27年4月1日 ～ 平成28年3月31日	平成28年4月1日 ～ 平成29年3月31日	平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日
予定価格	(40,030) (40,139) 41,442	(39,390) (39,470) 40,517	(38,136) (38,262) 36,901
契約金額	(40,030) (40,139) 40,605	(39,390) (39,470) 39,700	(38,136) (38,262) 36,313
落札率 (%)	97.9	97.9	98.4
入札参加数 (者)	2	2	2

(注)「予定価格」「契約価格」欄の上段の()書は変更契約後の価格(最上段が最終金額)

(2) 委託業務の内容

県政広報紙「とちぎ県民だより」を、配布計画書に基づき、新聞折込により、県内各世帯及び企業等に配布する。県境に接する地域の世帯への配布も徹底する。また、可能な限り「とちぎ県民だより」をチラシ等の一番上に折り込む。

(3) 委託する理由

当該業務は、各市町に存する日刊紙販売店への納入・折込み作業や県内各世帯への配送体制が必要な業務であり、県では対応できないため。

(4) 委託契約の方法を選択した理由

県内への新聞折込が可能な委託先は複数あり、また指名競争入札とする特別な事情がないことから、一般競争入札による委託契約とした。

(5) 監査の結果

指摘すべき事項はなかった。